

# 第 3 回金融小委員会事務局資料

2022年4月19日

中小企業庁

# 1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

## 2. スタートアップ創出・創業促進

## 3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

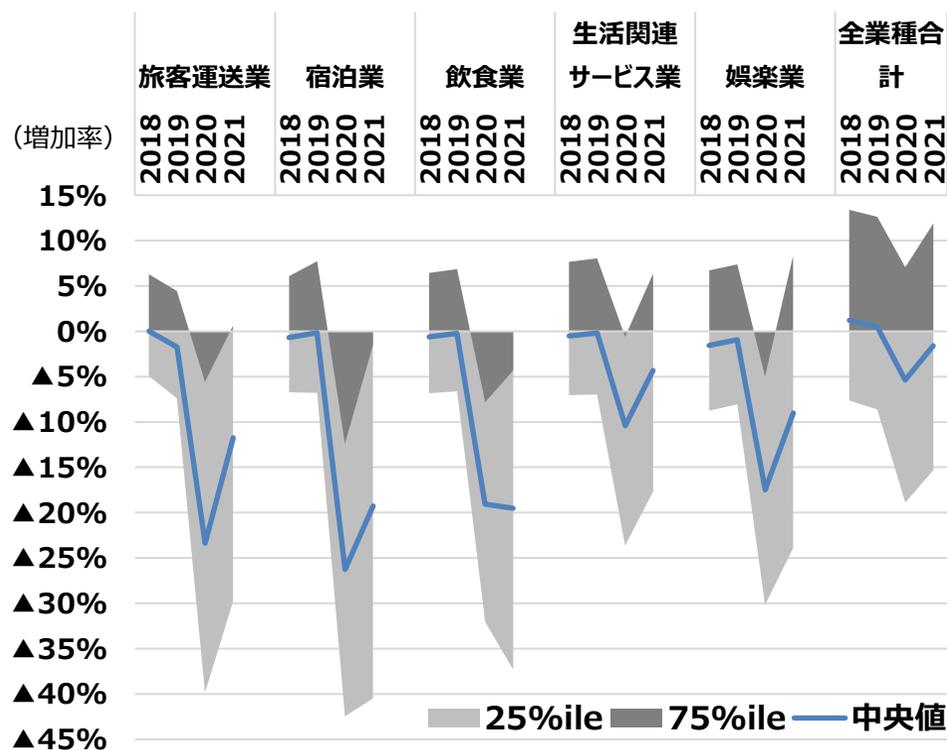
- －経営者保証ガイドラインの認知度向上
- －経営者保証解除の促進
- －事業承継特別保証の活用促進

## 4. ご議論頂きたい論点

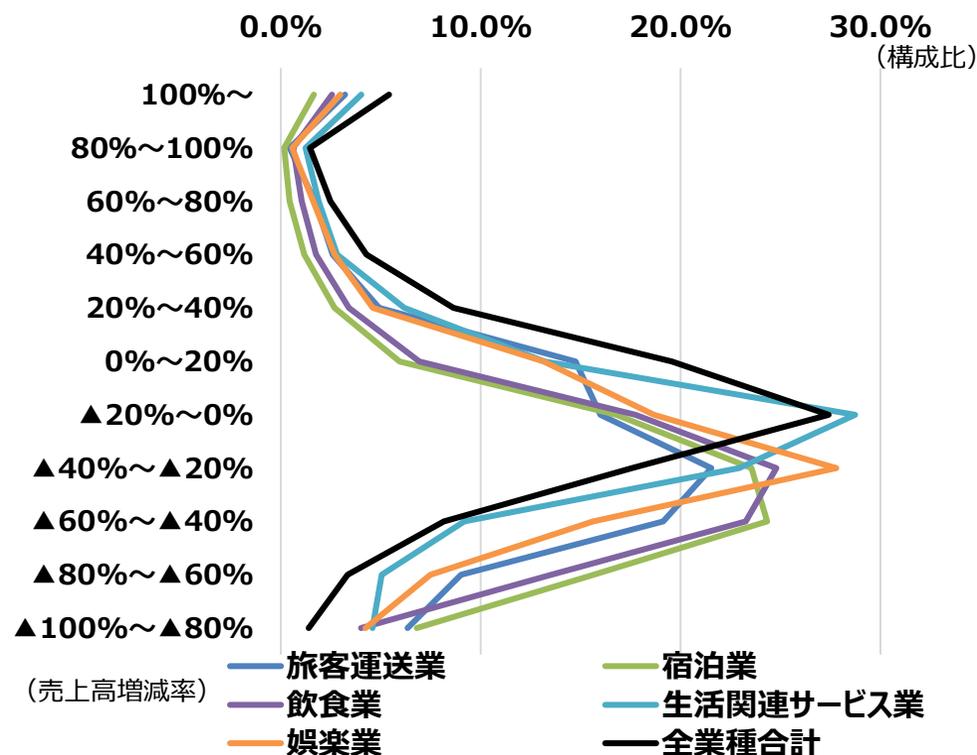
# 中小企業全体では売上は戻りつつあるが、宿泊・飲食業の減少は続く

- **全業種平均**でみると、**売上高増加率の水準は戻りつつある**。他方で、コロナの影響の大きい5業種の売上高増加率をみると、**宿泊業、飲食業**については、2021年度に入っても**上位25%でもマイナス**。
- 足元の売上高をみると、全業種平均と比較して、特に**宿泊業、飲食業の分布はマイナス方向に偏っている**。
- なお、足下のウクライナ危機等に伴う資源価格・物価の高騰による影響を注視する必要あり。

売上高増加率の推移



2021年度売上高対2018年度比の分布



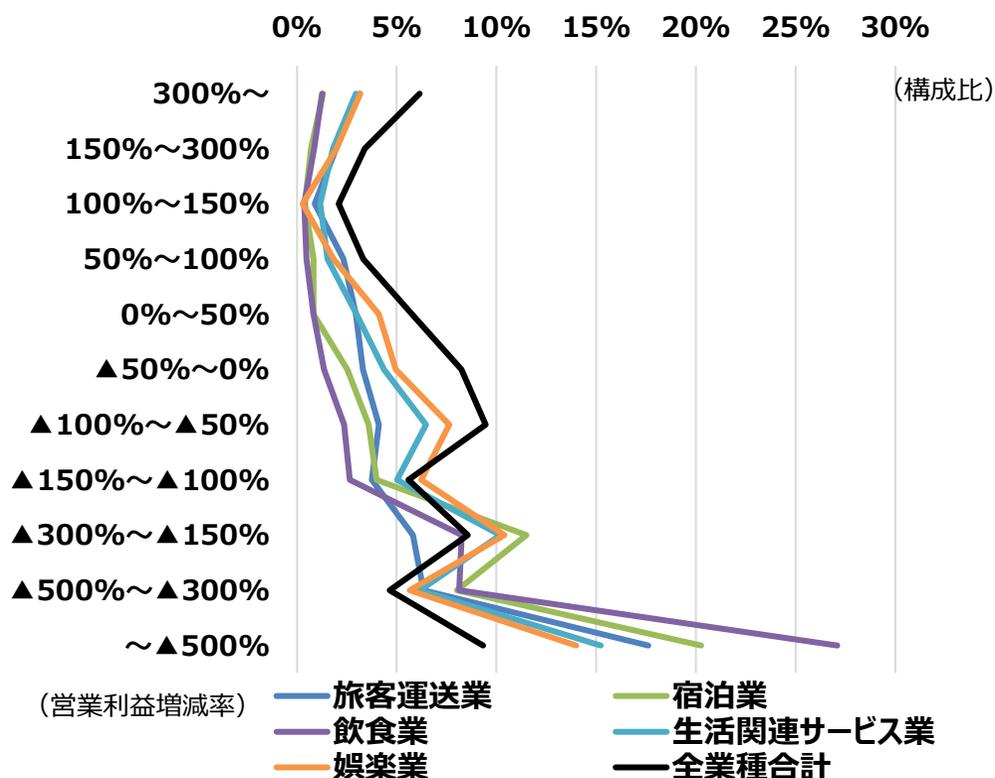
(注) 左図は当年度と前年度の2期連続決算情報のある法人、それぞれ、2018年度974,385社、2019年度1,066,932社、2020年度875,871社、2021年度317,215社を集計。右図は、2018年度決算データの存在する社のうち、2022年2月末時点で2021年度決算情報のある中小企業法人289,499社を集計。

(出所) 一般社団法人CRD協会提供データより作成。

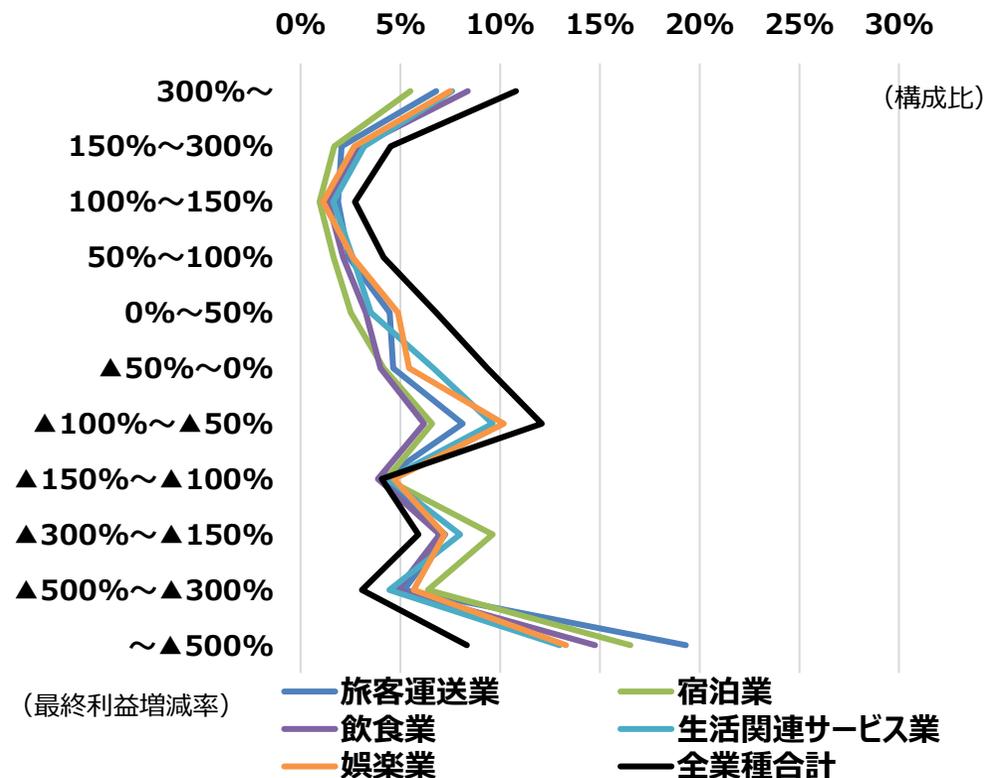
# 最終利益は営業利益ほど落ち込んでいない

- 営業利益については売上高と似た傾向を示す一方で、営業利益と比較すると、**多くの業種で最終利益の落ち込みは抑えられており**、各種支援策等が一定の効果をおよぼしていることが示唆される。
- また、厳しい業種の中にも、大きく利益を伸ばしている者も一定数存在。

営業利益増減率分布（2018年度⇒2021年度）



最終利益増減率分布（2018年度⇒2021年度）

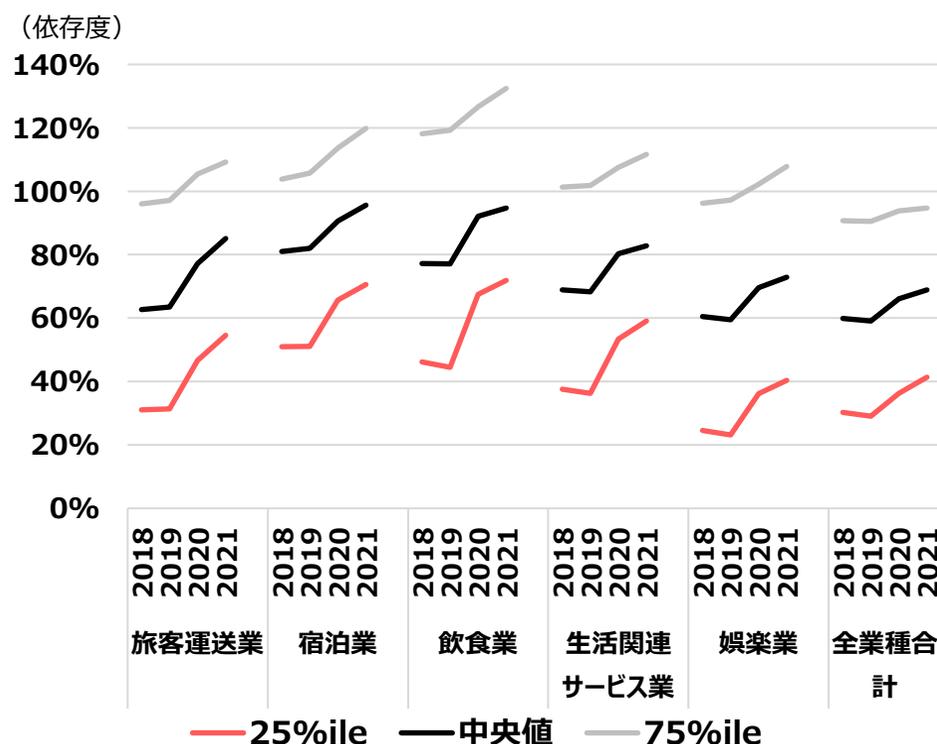


(注) 2018年度決算データの存在する社のうち、2022年2月末時点で2021年度決算のある法人289,499社を集計。  
 (出所) 一般社団法人CRD協会提供データより作成。

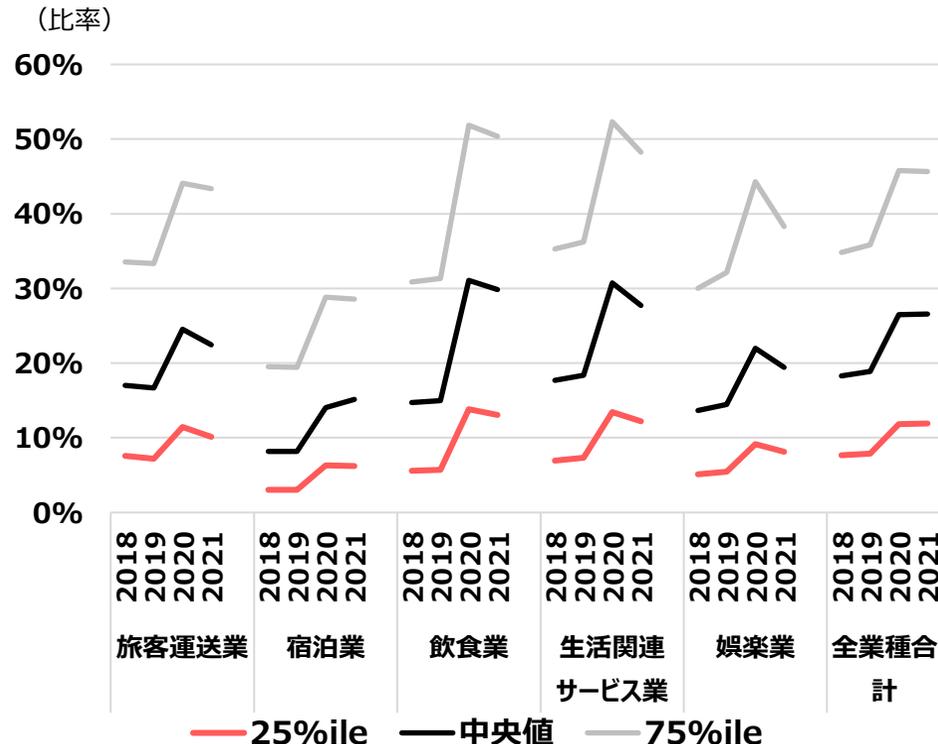
# コロナ融資は幅広い層に行き届き、手元現預金も比較的潤沢

- 借入金依存度をみると、どの業種もコロナ後に大きく増加。特に、25パーセンタイル値が大きく伸びており、**元々借入の少なかった層の借入が増加**していると言える。
- 総資産現預金比率をみると、どの業種においても、**比較的現預金が積み上がっており、コロナ融資は幅広い層に行き届いた**と推察される。

借入金依存度の推移



総資産現預金比率の推移



(注) 各年度の決算情報のある法人、それぞれ、2018年度1,194,225社、2019年度1,196,728社、2020年度934,720社、2021年度332,960社を集計。

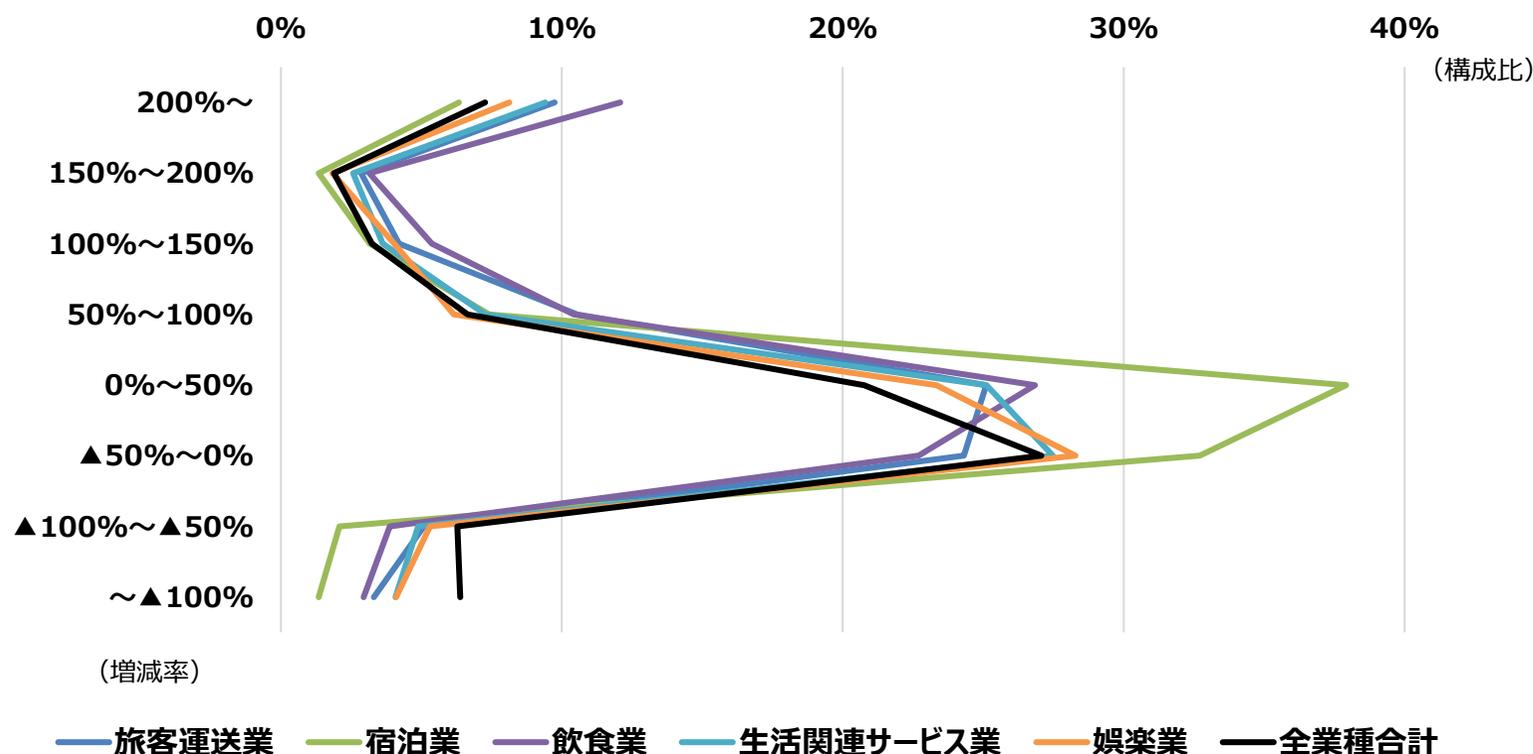
借入金依存度 = (借入金 + 割引手形) ÷ (負債・資本合計 + 割引手形 + 裏書譲渡手形)。総資産現預金比率 = 現預金 ÷ 総資産。

(出所) 一般社団法人CRD協会提供データより作成。

# ネット有利子負債は大きく増加していない

- 企業ごとの**ネットの有利子負債**増減率の分布をみると、コロナの影響の大きい5業種であっても、**2018年度比±50%以内に収まっている層が多数**。

ネット有利子負債増減率分布（2018年度⇒2021年度）

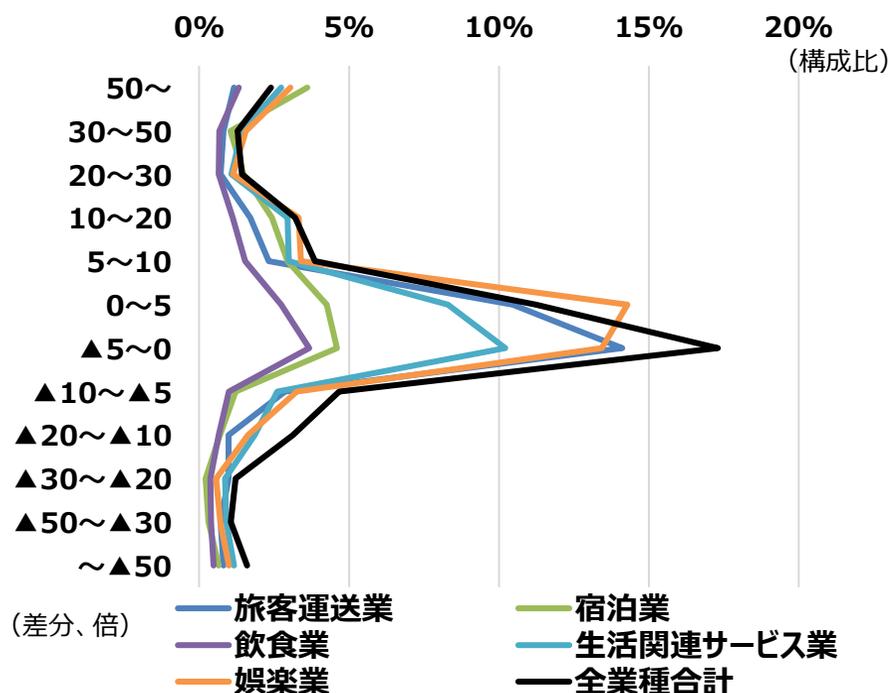


(注) 2018年度決算データの存在する社のうち、2022年2月末時点で2021年度決算のある法人289,499社を集計。ネット有利子負債 = 借入金 - 現預金。  
 (出所) 一般社団法人CRD協会提供データより作成。

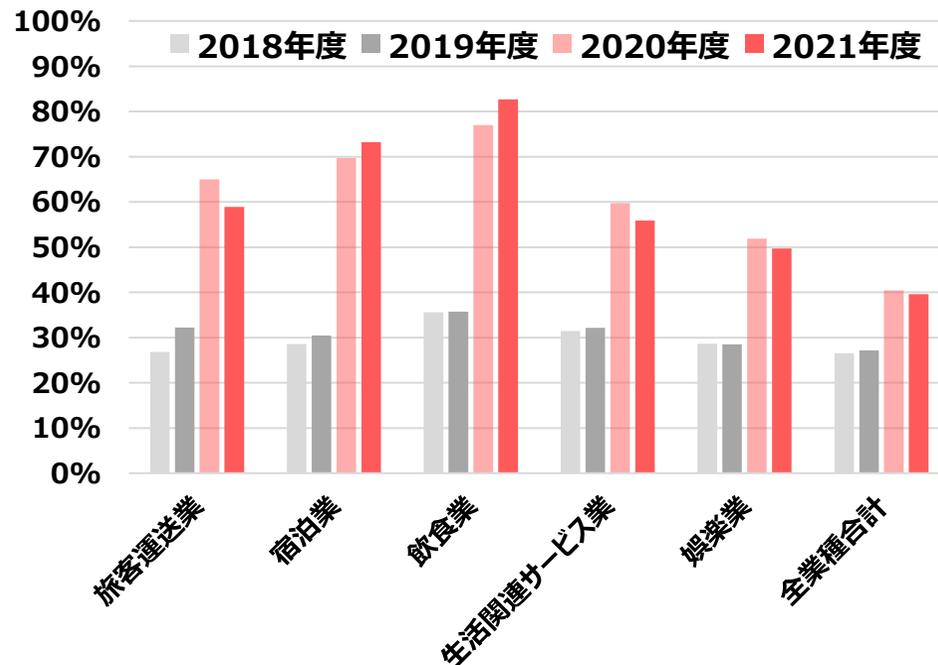
# EBITDA有利子負債倍率は計測範囲内では大きな変動なし

- 借入金の返済能力を示すEBITDA有利子負債倍率をみると、**分布の山は2018年度比±5以内**。
- なお、足元で**EBITDAがマイナス**の事業者が**全体では約4割**なのに対し、**宿泊業は7割超、飲食業は8割超がマイナス**。これらの事業者はEBITDA有利子負債倍率の算出ができない点に留意が必要。こうした企業に対しては、「中小企業活性化パッケージ」等に基づいた収益力改善等を進めていく必要。

EBITDA有利子負債倍率増分の分布  
(2018年度⇒2021年度)



EBITDAがマイナスの社の割合

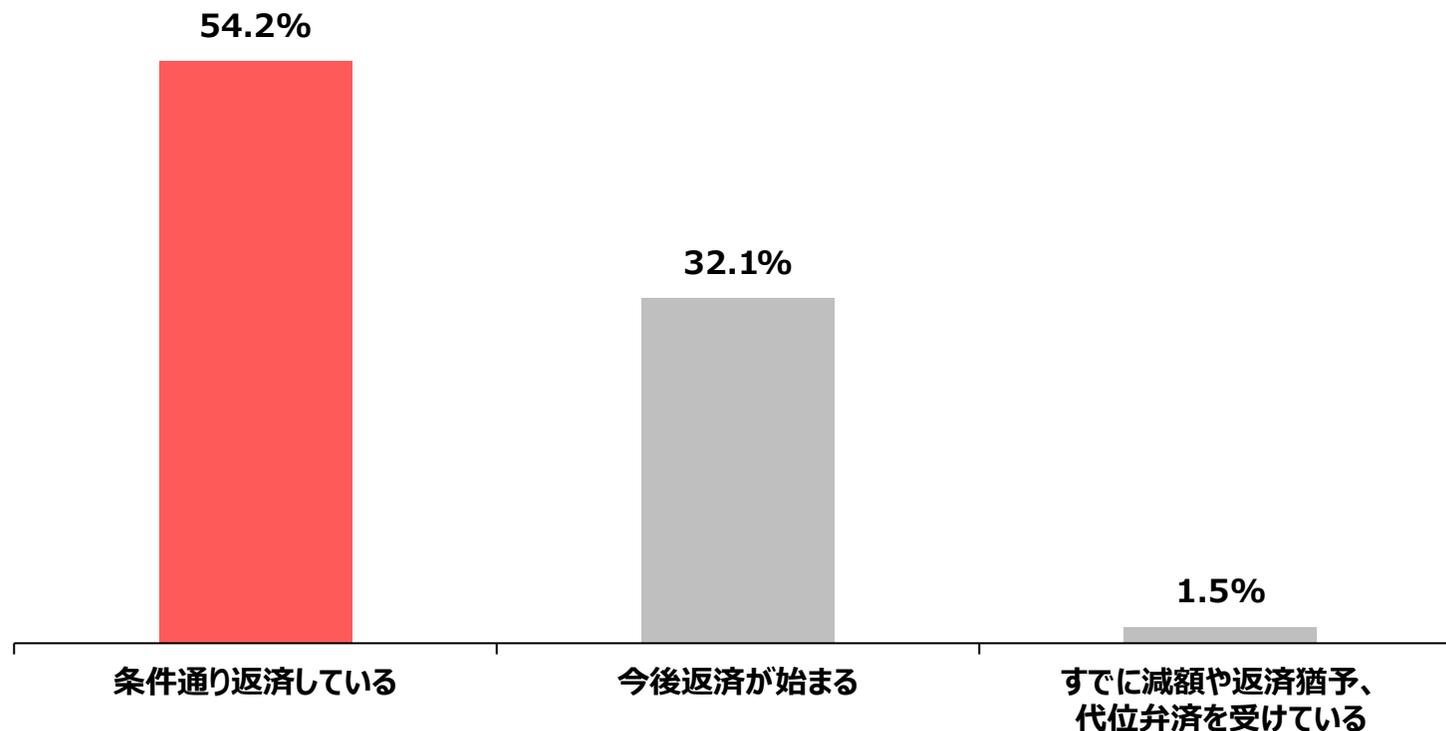


(注) 左図は2018年度決算データの存在する社のうち、2022年2月末時点で2021年度決算のある法人289,499社を集計。EBITDA有利子負債倍率=ネット有利子負債÷(営業利益+減価償却)。いずれかの年度のEBITDAがマイナスで除かれた割合は、旅客運送業62%、宿泊業77%、飲食業85%、生活関連サービス業63%、娯楽業52%、全業種合計48%。右図は各年度の決算情報のある法人、それぞれ、2018年度1,194,225社、2019年度1,196,728社、2020年度934,720社、2021年度332,960社を集計。  
(出所) 一般社団法人CRD協会提供データより作成。

# コロナ関連融資利用者のうち、既に返済を始めている者が過半

- 民間調査会社のアンケート結果によると、**コロナ関連融資**を借りている者のうち、「**条件通り返済**している」と回答した者が**5割超**。
- なお、すでに減額や返済猶予、代位弁済を受けている者は**1.5%**。

コロナ関連融資の返済状況（2022年2月）

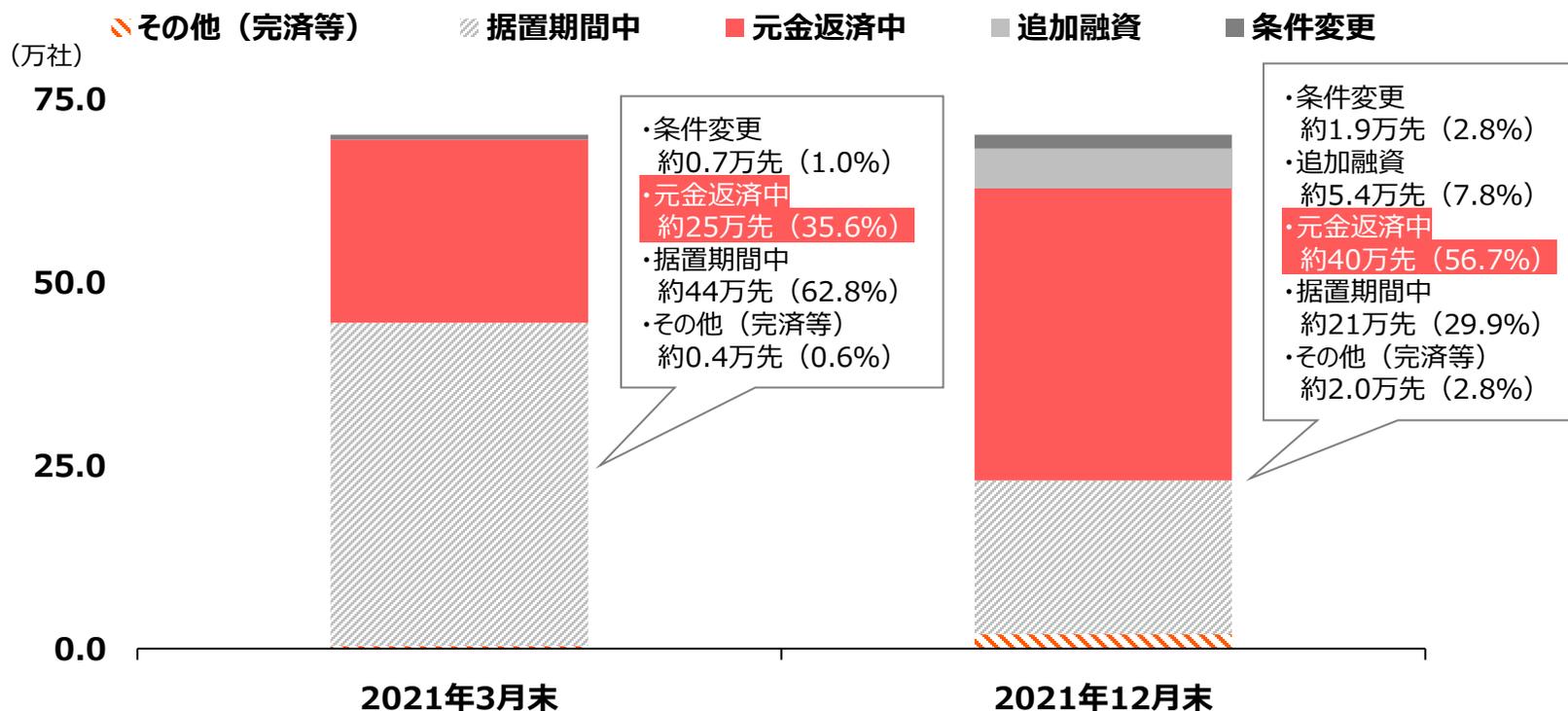


(注) 調査期間は 2022 年2月14日～年2月28日。有効回答数1万1,562社（うち9,650社が中小企業）のうち、コロナ関連融資を現在借りている5,964社を分母とした。  
(出所) 帝国データバンク「新型コロナウイルス関連融資に関する企業の意識調査」（2022年3月）より作成。

# (参考) 日本公庫のコロナ関連融資利用者も、過半が返済開始

- 2021年3月までに日本公庫（国民事業）よりコロナ融資を利用した者のその後をみても、2021年12月末時点で**5割超が条件通り返済**。
- なお、条件変更及び追加融資した先は**10%強**。

日本公庫（国民事業）のコロナ融資返済状況



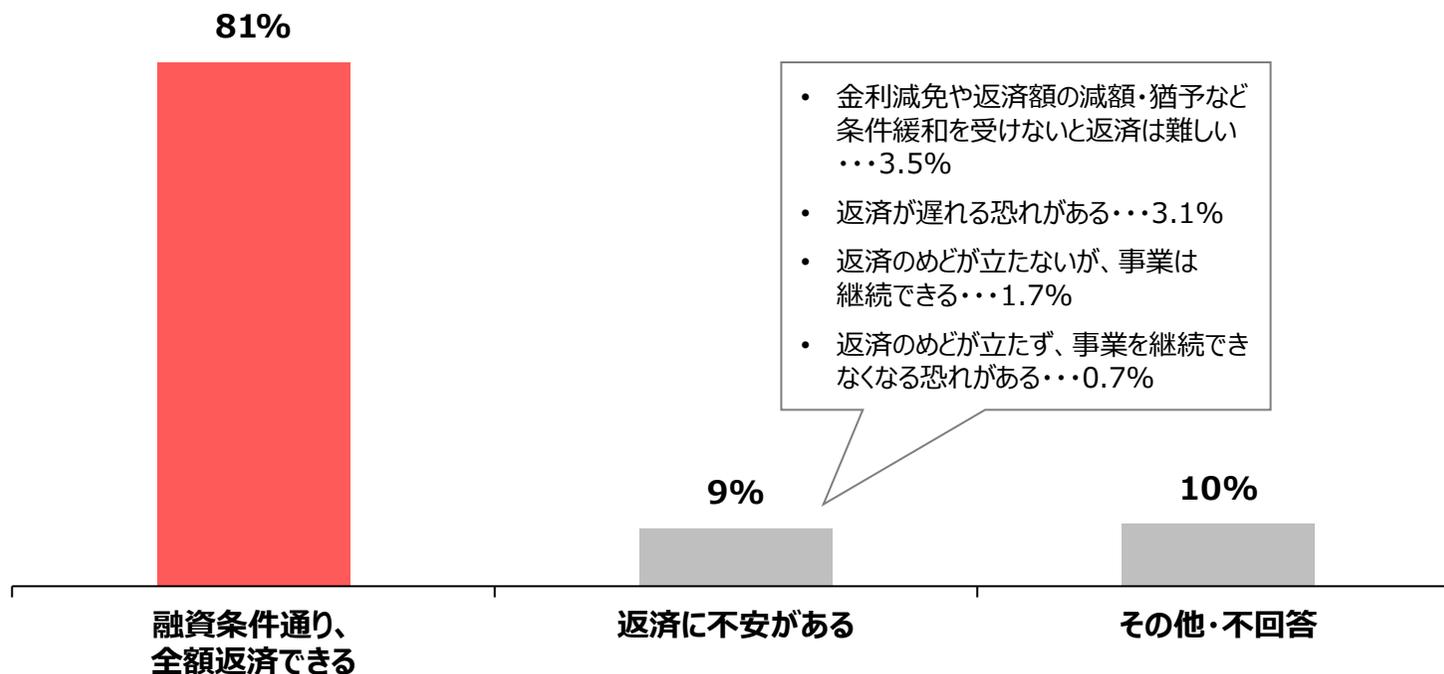
(注) 2021年3月末までに日本公庫（国民事業）のコロナ融資を利用した約70万先について、2021年3月末、12月末時点それぞれの返済状況を記載。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

# コロナ関連融資を借りた者の8割が全額返済できる見通し

- 民間調査会社のアンケート結果によると、**コロナ関連融資**を借りている者のうち、「**融資条件通り、全額返済できる**」と回答した者が**8割**。
- 条件緩和を受けないと返済は難しいなど、**返済に不安がある者は1割弱**。

コロナ関連融資の今後の返済見通し（2022年2月）



(注) 調査期間は 2022 年2月14日～年2月28日。有効回答数1万1,562社（うち9,650社が中小企業）のうち、コロナ関連融資を現在借りている5,964社を分母とした。  
(出所) 帝国データバンク「新型コロナ関連融資に関する企業の意識調査」（2022年3月）より作成。

1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

2. **スタートアップ創出・創業促進**

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

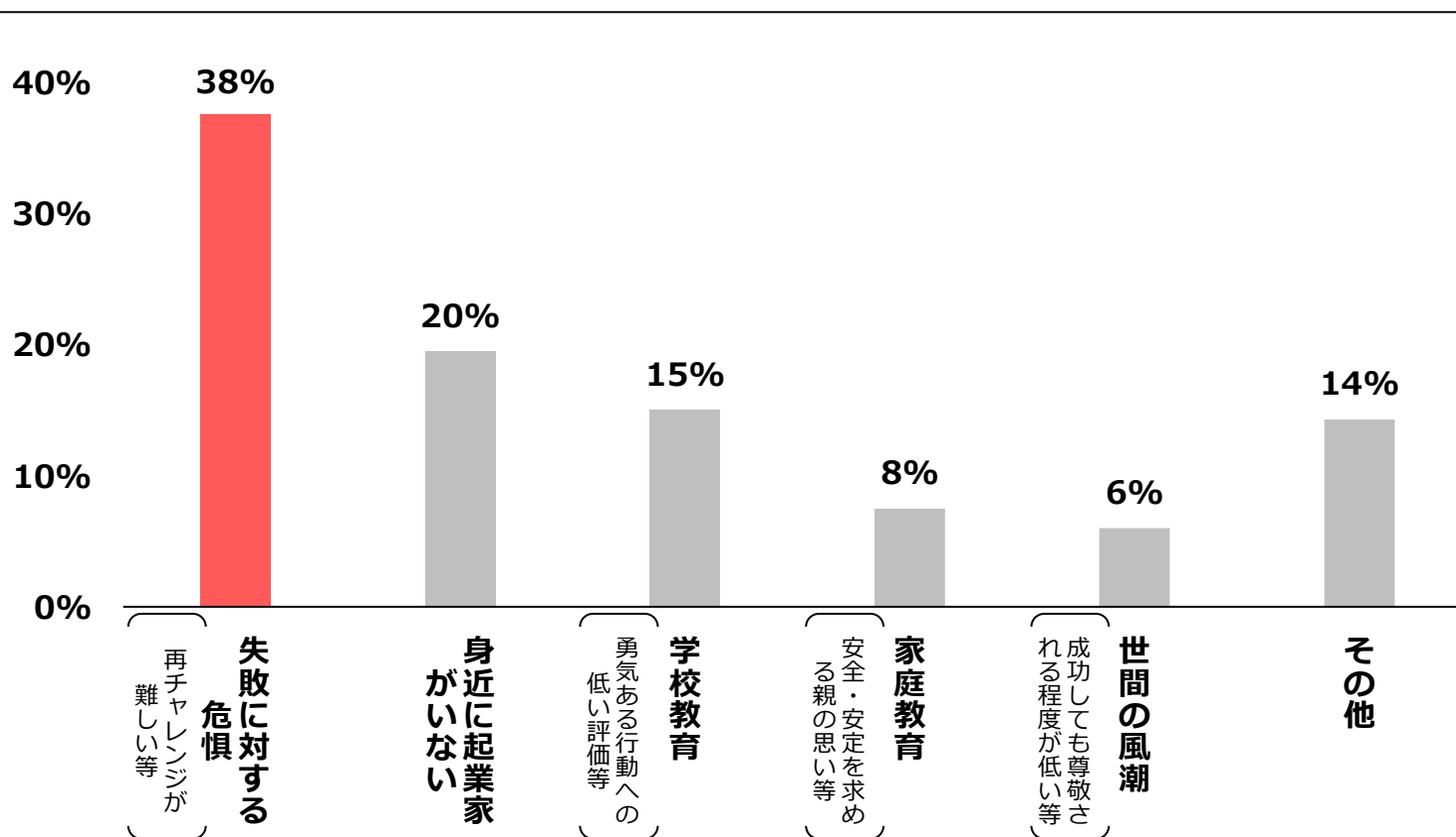
- －経営者保証ガイドラインの認知度向上
- －経営者保証解除の促進
- －事業承継特別保証の活用促進

4. ご議論頂きたい論点

# 起業が少ない原因として「失敗に対する危惧」を挙げる起業家が多い

- 日本の起業家に対するアンケート結果によると、日本で起業が少ないと考える原因としては、「**失敗に対する危惧（再チャレンジが難しい等）**」が最多で**4割**。

起業家が日本で起業が少ないと考える原因（「最大の原因」を1つ回答）

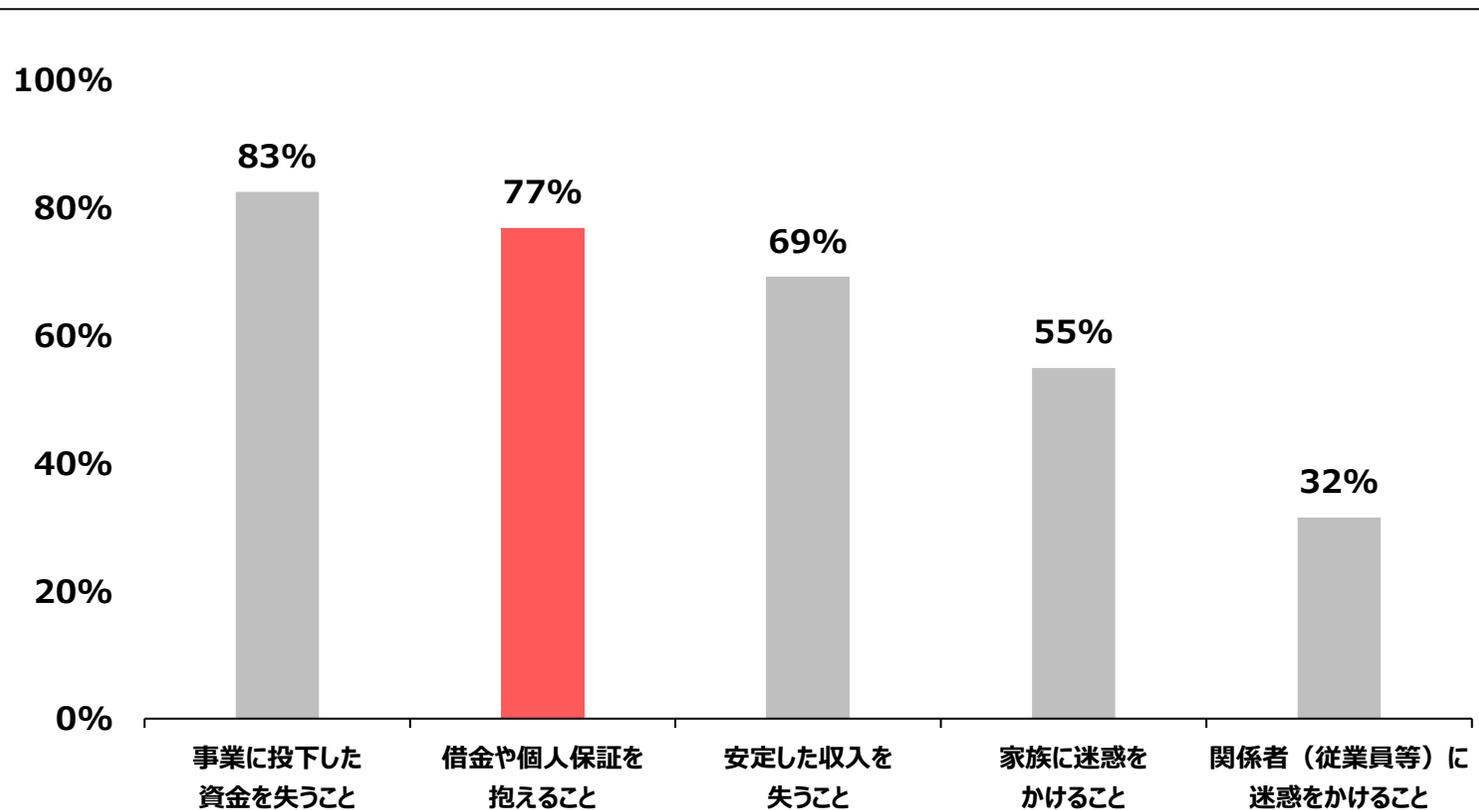


(注) 設立5年以内のベンチャー企業1,459社に対して、2020年5月13日-6月12日に実施したアンケート調査の結果（本設問への回答は133社）。  
 (出所) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2020」を基に経済産業省が作成。

# 借金や個人保証を抱えることが起業をためらう原因の一つ

- まだ起業していない理由として「失敗した時のリスクが大きいから」と回答した起業関心層のうち、失敗したときのリスクとして「**事業に投下した資金を失うこと**」、「**借金や個人保証を抱えること**」と回答した者が **8割**。

起業関心層が考える失敗時のリスク（複数回答可）



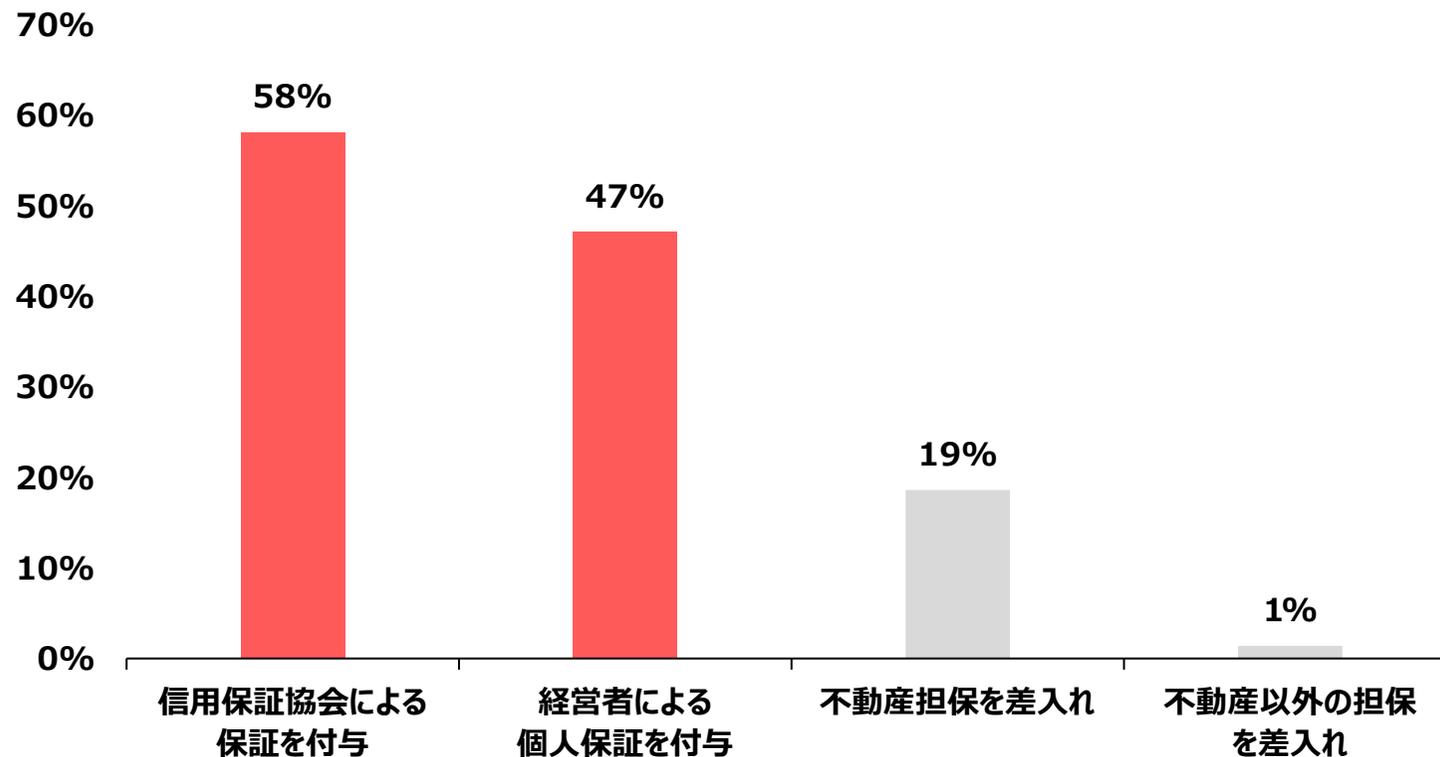
(注) 調査時期は2019年9月。上位5項目を抽出。n=252。

(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「2019年度起業と起業意識に関する調査」より作成。

# 創業時に民間金融機関を利用、経営者保証が5割

- 創業時に民間金融機関から借りた者のうち、**信用保証協会による保証**を付与した者が**6割**。**経営者保証**による個人保証を付与した者が**5割**。

民間金融機関からの創業時の借入金の特徴（複数回答可）



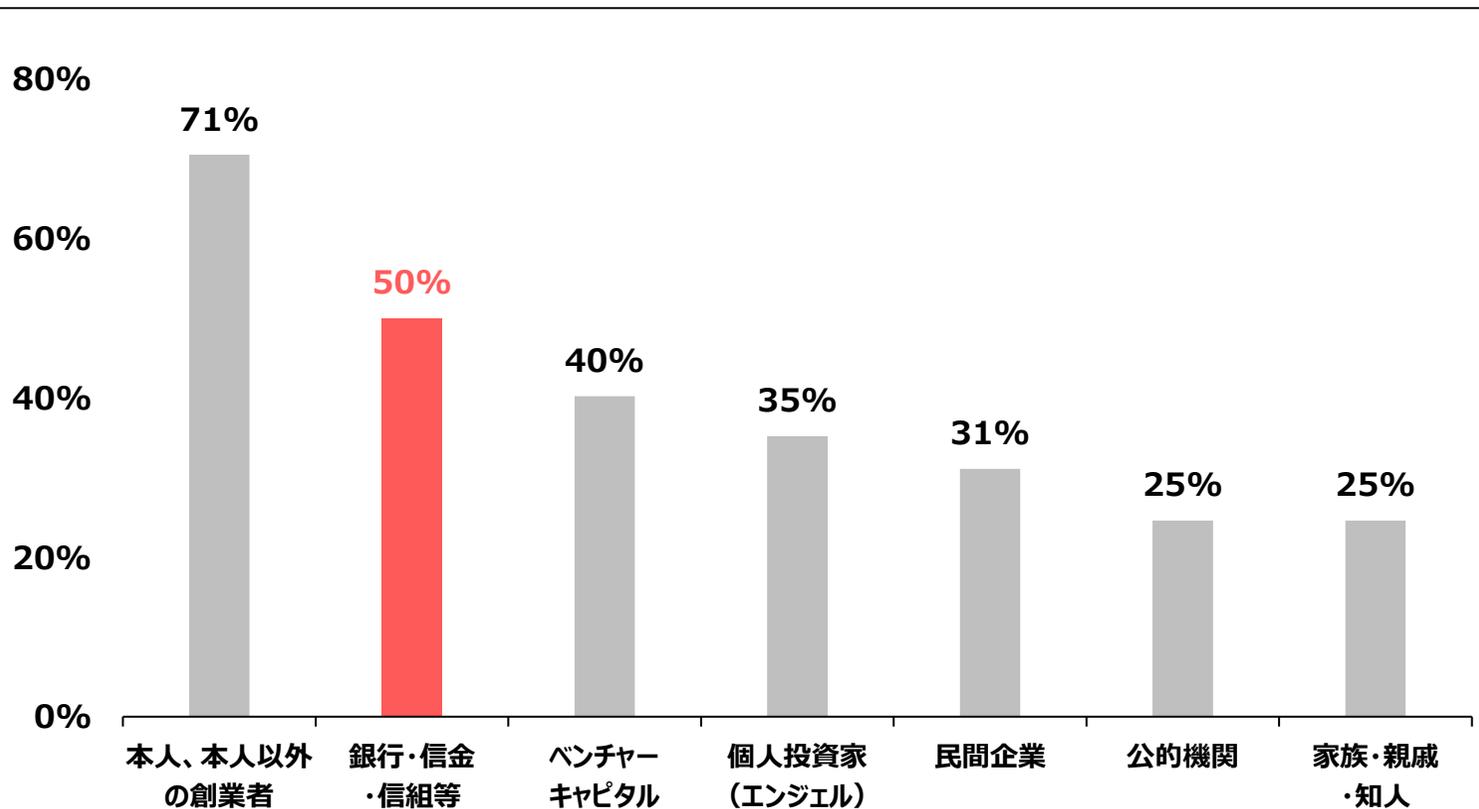
(注) 上位5項目を抽出。n=210。

(出所)「日本の創業ファイナンスに関する実態調査の結果概要」(内田、郭、畠田、本庄、家森,2018)より作成。

# 設立5年以内のベンチャー企業も5割が民間金融機関から資金調達

- 資金調達元として、「本人、本人以外の創業者」が7割で最多。
- 銀行や信用金庫、信用組合等の民間金融機関から資金を調達しているベンチャー企業は5割。

ベンチャー企業の設立から現在までの資金調達元（借入含む）



(n=122)

(注) 設立5年以内のベンチャー企業が対象。調査時期は2021年5月～6月。複数回答可。上位7項目を抽出。

(出所) (一財) ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2021」より作成。

# 経営者保証を原則徴求しない創業融資制度も存在

- 政府の創業支援施策では、**原則として経営者保証を徴求せず**、事業者が希望する場合には経営者保証を徴求するが金利を0.1%引き下げるなど、**起業家が希望しない経営者保証を徴求しない制度も存在**。

## 新創業融資制度・創業関連保証制度の概要

新創業融資制度		創業関連保証制度
①新たに事業を始める者、又は税務申告1期末終了者で、自己資金要件 <sup>(*1)</sup> <sup>(*2)</sup> を満たす者 ②税務申告1期終了かつ2期末終了者  (*1) 創業資金総額の10分の1以上の自己資金 (*2) 一定の要件を満たせば自己資金要件免除	対象者	①創業予定者 ②創業後5年未満の者 ③中小企業・小規模事業者（会社）が、新たに会社を設立（分社化） ④廃業後5年未満の者 ⑤法人成りした者であって、法人成り前の事業創業後5年未満の者
貸付限度額：3,000万円	限度額	保証限度額：3,500万円（100%保証）
基準利率：2.37%～3.05%	金利	金融機関所定利率
—	保証料率	各保証協会所定利率
原則、法人代表者も含め非徴求 ただし、法人代表者が希望する場合は徴求 その際は、金利を0.1%引き下げ	保証人	原則、法人代表者以外の保証人は非徴求
無担保	担保	無担保
平時（2018年度）：35,843件 コロナ禍（2020年度）：24,047件	利用実績	平時（2018年度）：25,778件 コロナ禍（2020年度）：19,909件

(注) 新創業融資制度、創業関連保証制度の利用実績は法人・個人の合算値。また、創業関連保証制度の利用実績は、「創業関連保証制度」と「創業等関連保証制度」の合算値。  
 (出所) 日本政策金融公庫HP、経済産業省HPより作成。

# (参考) 新しい資本主義実現会議 論点案 (抜粋)

- 2022年4月12日 (火) の第5回新しい資本主義実現会議において、論点の一つに創業時の経営者保証が挙げられた。

## 論点案

資料2

### 1. コロナ後に向けた経済システムの再構築

- 日本の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。スタートアップの育成について、官民の役割分担を明確にしつつ、5ヵ年計画を作成し、かつ、その実行とフォローアップのための政府内の横断的司令塔機能を明確化すべきではないか。
- スタートアップを育成する際、公共調達を活用が重要である。SBIR制度 (Small Business Innovation Research) について、創業間もない企業(スタートアップ)への支援の抜本拡充を図るべきではないか。
- ベンチャーキャピタルの投資を受けたスタートアップは、イノベーションに積極的である。他方、我が国のベンチャーキャピタル投資は、投資額、件数ともに小さい。これを拡大させる方法として、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の(有限責任投資等による)投資拡大、ベンチャーキャピタルと協調する支援の拡大及びそのための体制整備が必要ではないか。
- 2000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備などに循環する流れを構築するべきではないか。
- 優れたアイデア、技術を持つ若い人材を選別して支援することは、スタートアップ育成として有意義。これまでも、一部に試み(「未踏」プロジェクト)があり、委員の中にも評価する声が高いが、規模は限定的。国を挙げた支援に拡大していくべきではないか。
- 海外の大学の誘致も含め、スタートアップが集積するキャンパス作りを推進するべきではないか。
- 起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、個人保証が挙げられている。創業時に信用保証を受けている場合には、経営者による個人保証を不要にするといったように、個人保証の在り方について、見直す必要があるのではないか。
- イノベーションを促進するには、スタートアップの創業促進とともに、既存企業がスタートアップの有する知見を積極的に取り入れるオープンイノベーションが重要。他方、日本における事業会社によるスタートアップ企業への投資額は、米・中・欧と比べて、極めて低い水準。また、スタートアップに対するM&Aの件数も、日本は極めて少ない。オープンイノベーションを促進するための税制の在り方や、その実行期限など公募増資ルールの見直しを検討すべきではないか。
- 日本のIPOは、初値(上場初日に市場で成立する株価)が、公開価格(上場時に起業家が株を売り出す価格)を大幅に上回っていることが問題とされてきた。現在、証券業界や競争当局を含めて対応を図りつつある、IPOプロセスの見直しをしっかりと進めていく必要があるのではないか。
- 日本では、IPOの調達額の規模が米欧と比して小さい。事業化まで時間を要するスタートアップの成長を着実に図る観点から、ストックオプション等の環境整備を進めるべきではないか。

1

1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

2. スタートアップ創出・創業促進

**3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立**

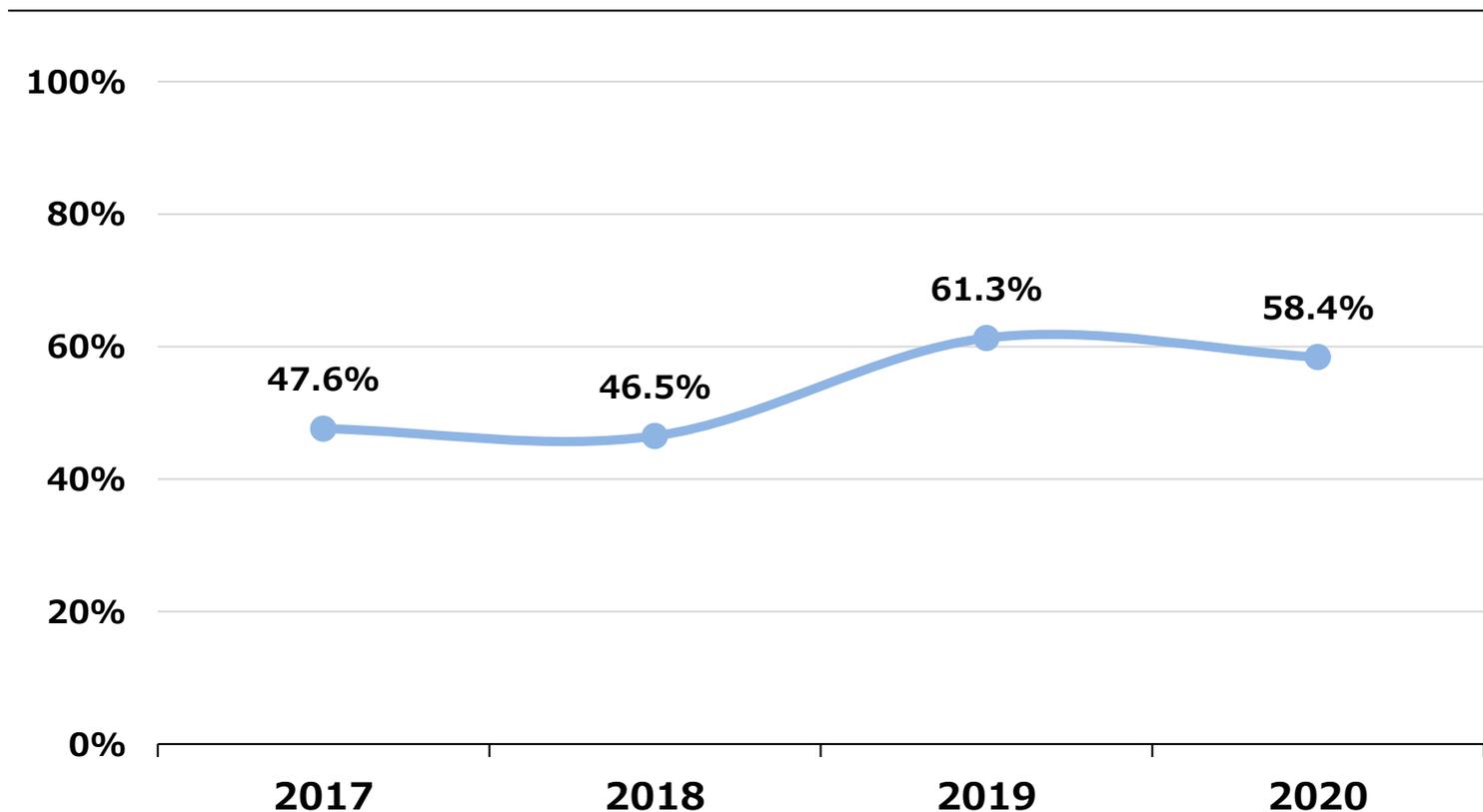
- 経営者保証ガイドラインの認知度向上
- 経営者保証解除の促進
- 事業承継特別保証の活用促進

4. ご議論頂きたい論点

## 経営者保証ガイドラインの認知度は横ばい

- **経営者保証ガイドラインの認知度**は、「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」を公表した2019年には**6割**に達し、足下では横ばい。

経営者保証ガイドラインの認知度の推移



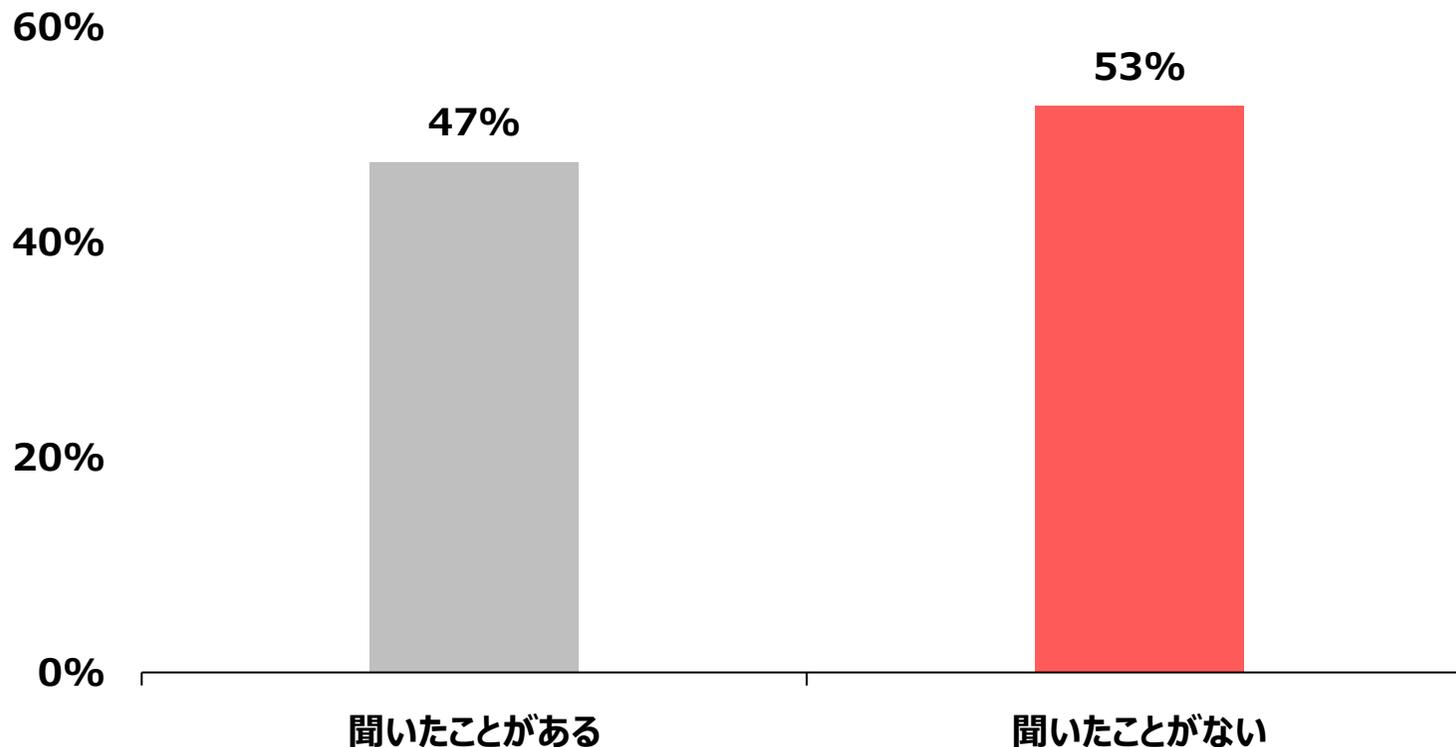
(注) n=4,950。

(出所) 「「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書」（2020年度）より作成。

# 経営者保証ガイドラインは知っていても3要件までは知らない者も多い

- 経営者保証ガイドラインを認知している者のうち、**ガイドライン3要件を知らない者が5割**。

経営者保証ガイドラインを認知している者の3要件の認知状況



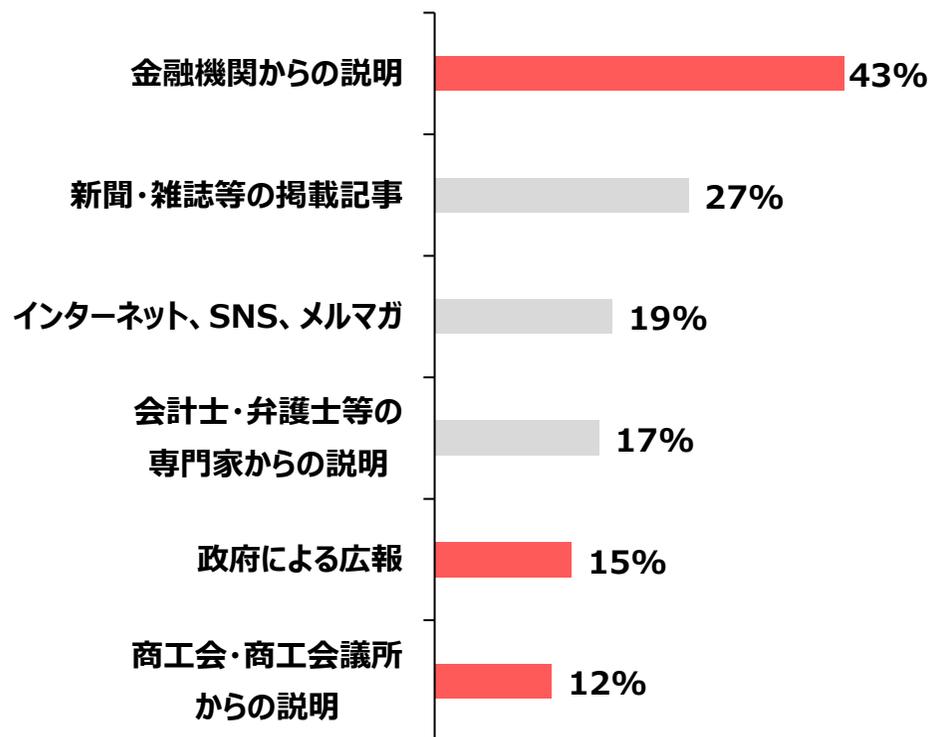
(注) 経営者保証を提供している者のうち、経営者保証ガイドラインの3要件を聞いた事がある者の回答を集計。n=711。

(出所) 経済産業省委託調査より作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

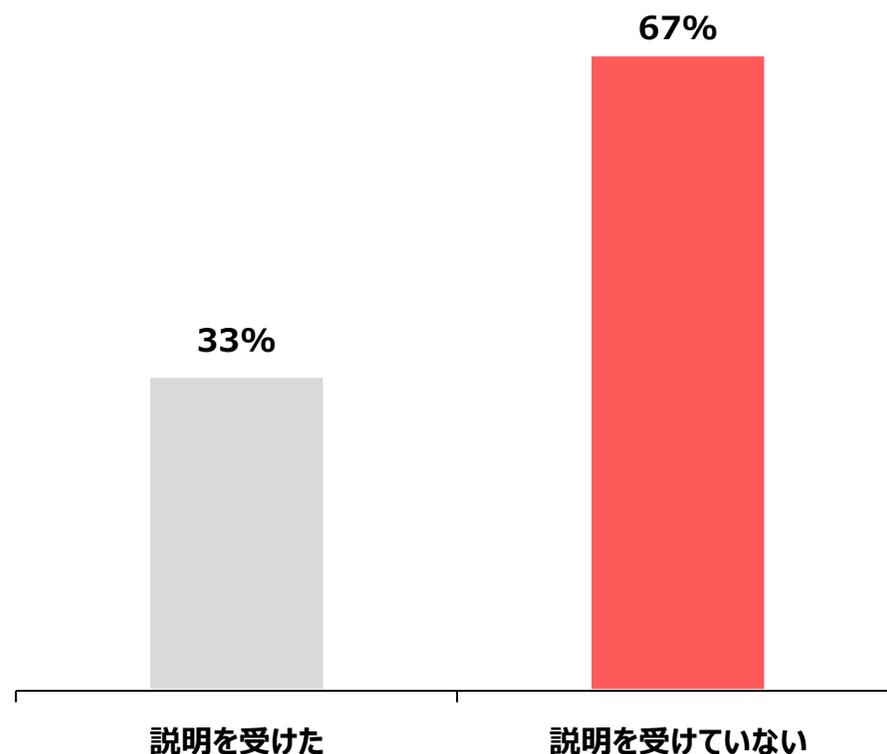
# ガイドライン認知向上のキーマンは金融機関・政府・中小企業団体

- 経営者保証ガイドラインを認知している者の認知経路は、**金融機関からの説明**が最多で**4割**。他方、**政府による広報**や商工会・商工会議所等の**中小企業団体からの説明**は低調。
- また、金融機関から経営者保証ガイドラインの説明を受けていない者も**7割**。

ガイドラインの認知経路



金融機関からのガイドラインの説明



(注) 左図：対象は経営者保証を提供していない者も含む。n=4,950。右図：対象は経営者保証を提供している者のみ。n=3,823。

(出所) 「「経営者保証に関するガイドライン」周知・普及事業（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）事業報告書」（2020年度）より作成。

1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

2. スタートアップ創出・創業促進

**3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立**

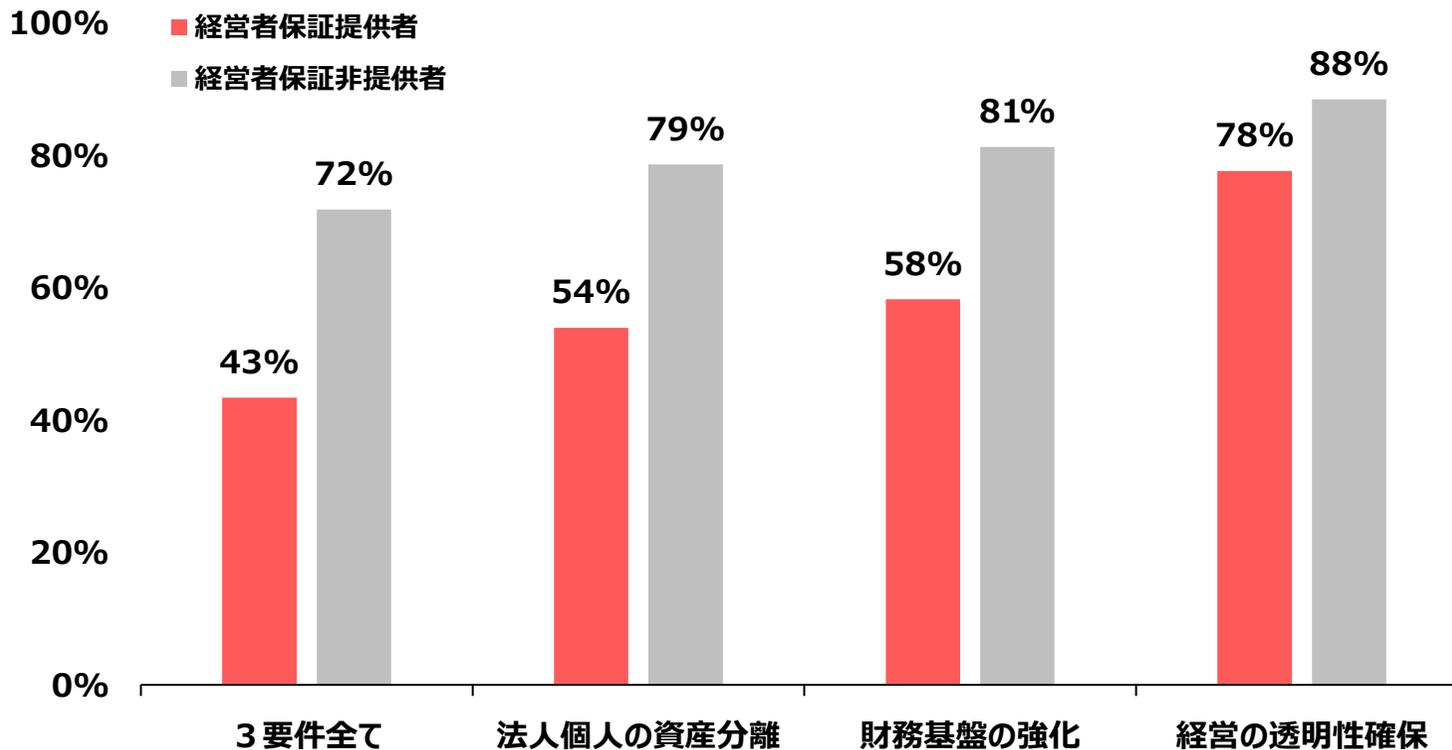
- －経営者保証ガイドラインの認知度向上
- －**経営者保証解除の促進**
- －事業承継特別保証の活用促進

4. ご議論頂きたい論点

# ガイドライン3要件を充足していると考える経営者保証提供者が4割

- 経営者保証提供者のうち、**主観ではあるものの、ガイドライン3要件を充足していると考える者が4割**。
- 法人・個人の資産分離、財務基盤の強化については、経営者保証提供者と非提供者の差が大きい。

経営者保証ガイドライン3要件の主観的充足状況



(注) 経営者保証提供者：n=1,284。経営者保証非提供者：n=529。

(出所) 経済産業省委託調査より作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

## 財務基盤要件を充たす経営者保証提供者も一定数存在

- アンケート調査において経営者保証を提供していると回答した者（保証付き融資に限らず、プロパー融資も含む）について、民間調査会社のデータベースと照合し、財務状況を分析したところ、信用保証制度の「経営者保証を不要とする取り扱い」の財務要件を充足する経営者保証提供者も一定数存在。
- 特に、**金融機関と連携して経営者保証を外す「金融機関連携型」**の財務要件を充たす者は**5割**。

### 信用保証制度における財務要件の充足状況

保証制度	財務要件（and要件）	経営者保証提供者の財務要件充足割合
金融機関連携型	① 直近の決算期において債務超過ではない ② 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない （*）この他、「申込金融機関において経営者保証を不要としかつ保全のないプロパー融資の残高があること又は同時実行すること」、「金融機関が法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されていること等を確認していること」という要件が存在。	48.3%
財務型	（純資産額：0.5億円～3億円未満） ① 自己資本比率20%以上 or 純資産倍率が2.0倍以上 ② ICRが2.0倍以上 or 使用総資本事業利益率が10%以上 （純資産額：3億円～5億円未満） ① 自己資本比率20%以上 or 純資産倍率が1.5倍以上 ② ICR1.5倍以上 or 使用総資本事業利益率10%以上 （純資産額：5億円以上） ① 自己資本比率が15%以上 or 純資産倍率が1.5倍以上 ② ICRが1.0倍以上 or 使用総資本事業利益率が5%以上	26.8%

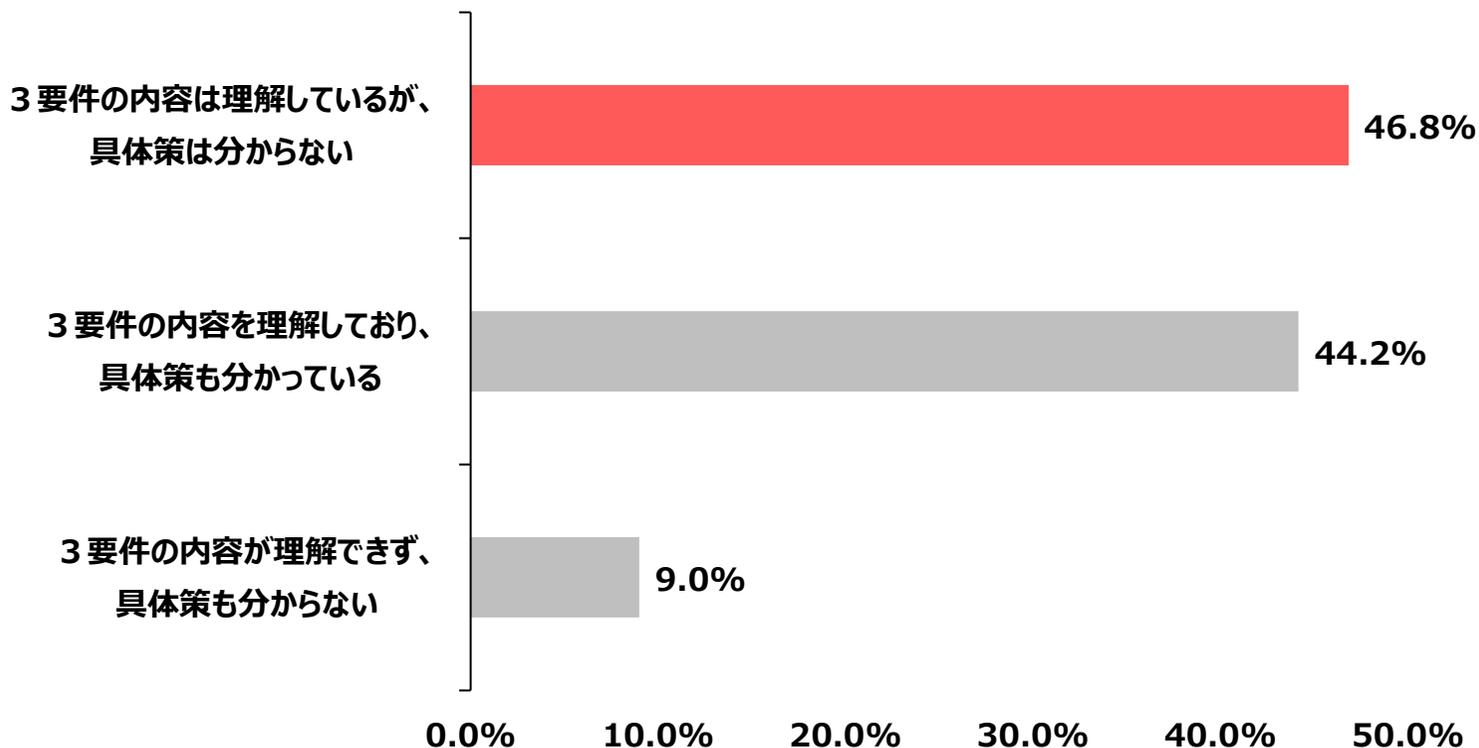
（注）経営者保証を提供している者の回答を集計。財務型の要件は、特定社債保証制度（中小企業が発行する社債（私募債）について信用保証協会と金融機関が共同で保証を行う制度）の財務要件と同一。

（出所）経済産業省委託調査より作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

# ガイドライン3要件を知っていても具体策が分からない者が5割

- 経営者保証ガイドラインの3要件を理解していても、その**充足に向けた具体策が分からない者が5割**。

経営者保証ガイドラインの3要件の理解状況



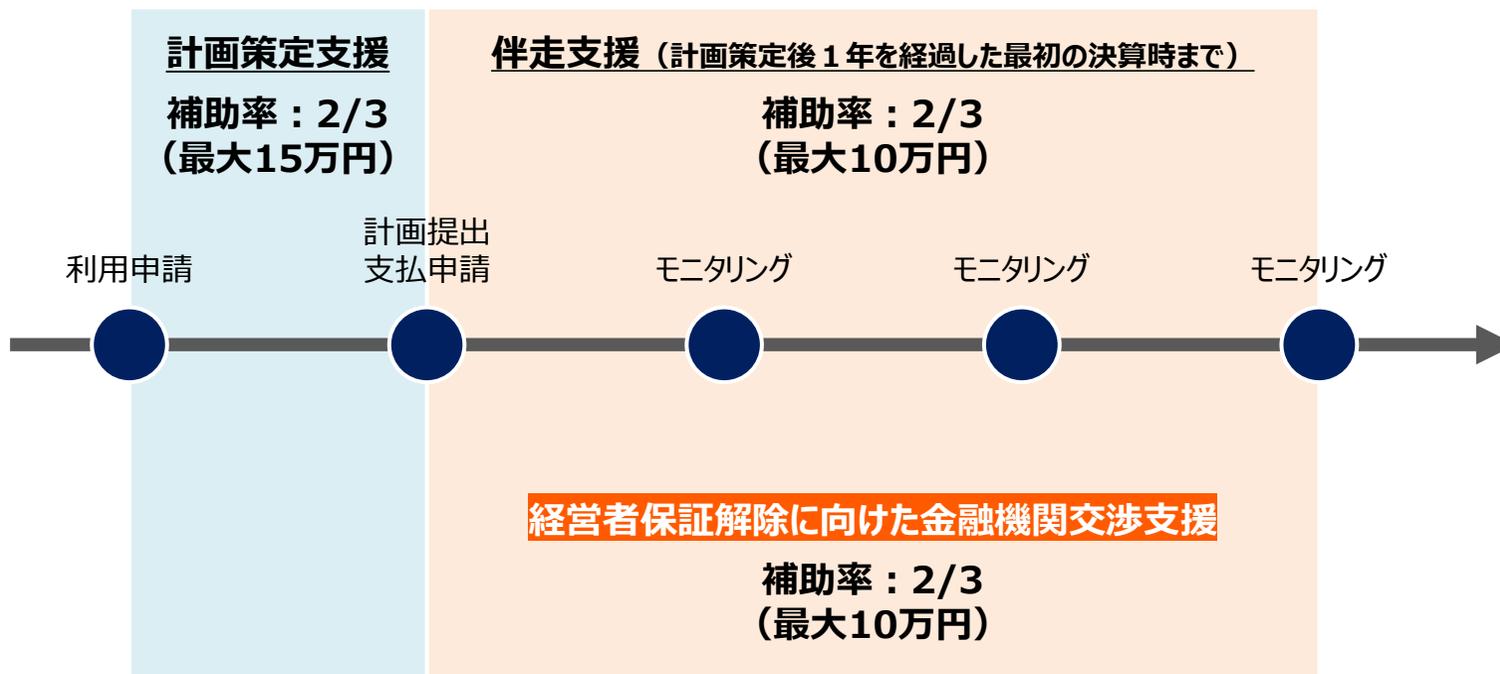
(注) 経営者保証を提供している者のうち、経営者保証ガイドラインの3要件を聞いたことがある者の回答を集計。n=378。

(出所) 経済産業省委託調査より作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

# 経営者保証解除に向けた取組を支援する新制度を開始

- 経営者保証提供を提供している事業者が、認定経営革新等支援機関を活用し、**経営者保証の解除に向けた計画の策定・実行に取り組む際の費用を支援する制度を4月1日より開始。**
- また、経営者保証の解除に向けた**金融機関との交渉時に活用する弁護士等の費用も支援。**

中小企業の経営者保証解除に向けた取組を支援する新たな制度の概要  
(早期経営改善計画策定支援事業 経営者保証解除枠)

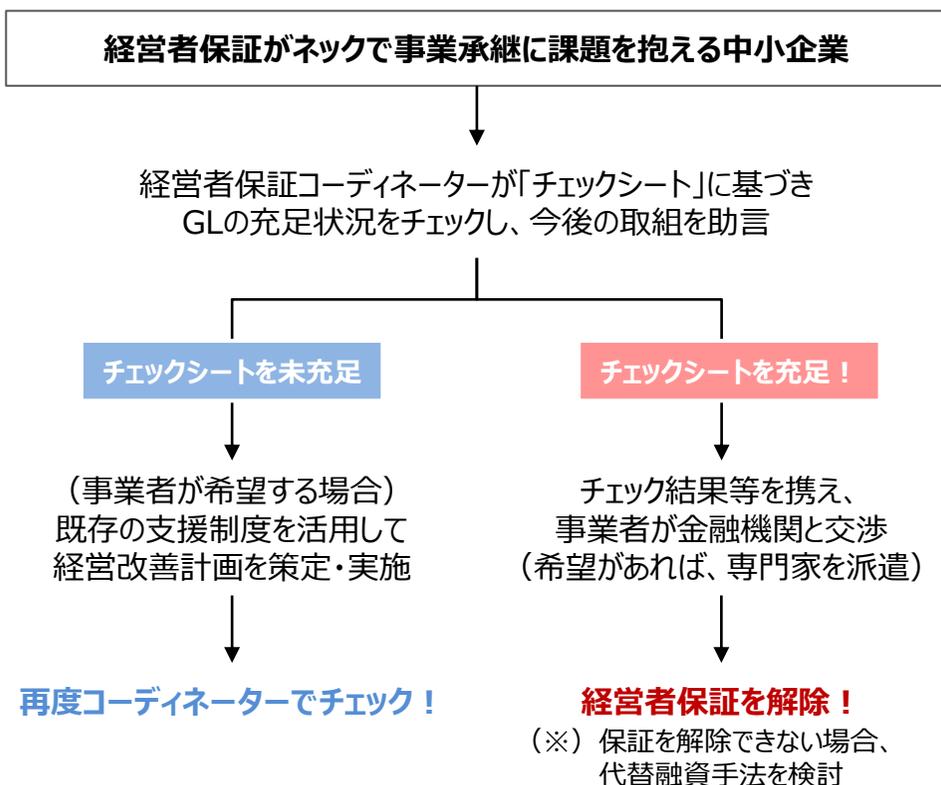


(\* 経営改善計画支援事業においても、計画完了後に経営者保証解除を目指す経営改善計画策定を支援対象に追加。

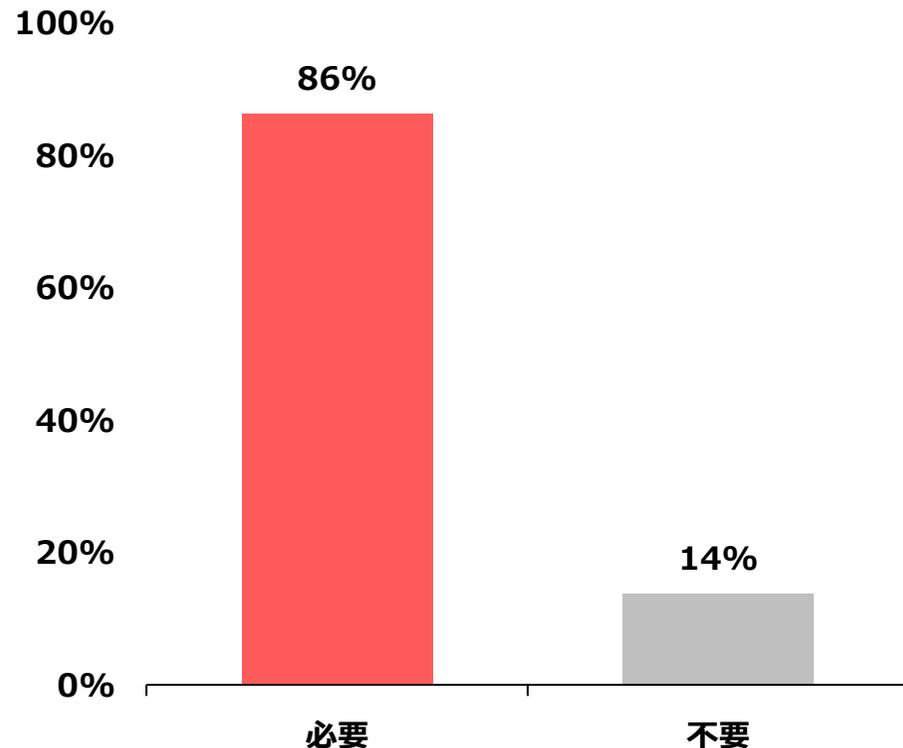
# 経営者保証コーディネーターによる支援は事業承継時に限定

- 経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や磨き上げ支援等を行う**経営者保証コーディネーターの支援対象は、事業承継時の事業者に限定。**
- 他方、事業承継時に限らず、**平時や廃業時の支援も必要**と考える経営者保証コーディネーターが**8割**。

## 経営者保証コーディネーターの役割



## 平時や廃業時における経営者保証COのような存在の必要性



(注) n=51。

(出所) 経営者保証コーディネーターに対するアンケート調査 (2021年8月) より作成。26

## (参考) 信用保証協会「経営者保証を不要とする取り扱い」

- 信用保証制度では、法人・個人の資産分離など、経営者保証ガイドラインの3要件を勘案する「金融機関連携型」、法人個人の資産分離等を確認せず、財務状況だけで経営者保証の提供有無を判断する「財務型」などの「経営者保証を不要とする取り扱い」が存在。
- 特に、民間金融機関と連携して経営者保証を不要とする「金融機関連携型」の活用が中心。

経営者保証ガイドラインと信用保証制度における主な「経営者保証を不要とする取り扱い」の比較

要件	経営者保証ガイドライン	金融機関連携型	財務型
法人・個人の資産分離	①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない	①法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている【申込金融機関の判断】 ②法人と経営者の間の資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていない【申込金融機関の判断】	- (要件なし)
財務基盤の強化	①法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。	①直近の決算期において債務超過ではない ②直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	(純資産額：0.5億円～3億円未満) ①自己資本比率20%以上/純資産倍率が2.0倍以上 ②ICR2.0倍以上/使用総資本事業利益率10%以上 (純資産額3億円～5億円未満) ①自己資本比率20%以上/純資産倍率1.5倍以上 ②ICR1.5倍以上/使用総資本事業利益率10%以上 (純資産額：5億円以上) ①自己資本比率15%以上/純資産倍率が1.5倍以上 ②ICRが1.0倍以上/使用総資本事業利益率5%以上
経営の透明性確保	①適時適切に財務情報等が提供されている	①適時適切に財務情報等が提供されている【申込金融機関の判断】	- (要件なし)
備考	-	申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資があることが必要	-

(注) コロナ禍に実施した民間ゼロゼロ、伴走支援型特別保証においては、上記とは別途、①法人と個人の分離と②資産超過の2点を満たせば、信用保証協会に追加で0.2%分の補助(=事業者の追加負担なし)をしたうえで、経営者保証を解除可能とした。

## (参考) 日本政策金融公庫「経営者保証免除特例制度」

- 日本政策金融公庫では、一定の要件を満たした場合に、金利の0.2%上乗せと引き換えに経営者保証を免除する「経営者保証免除特例制度」を実施。

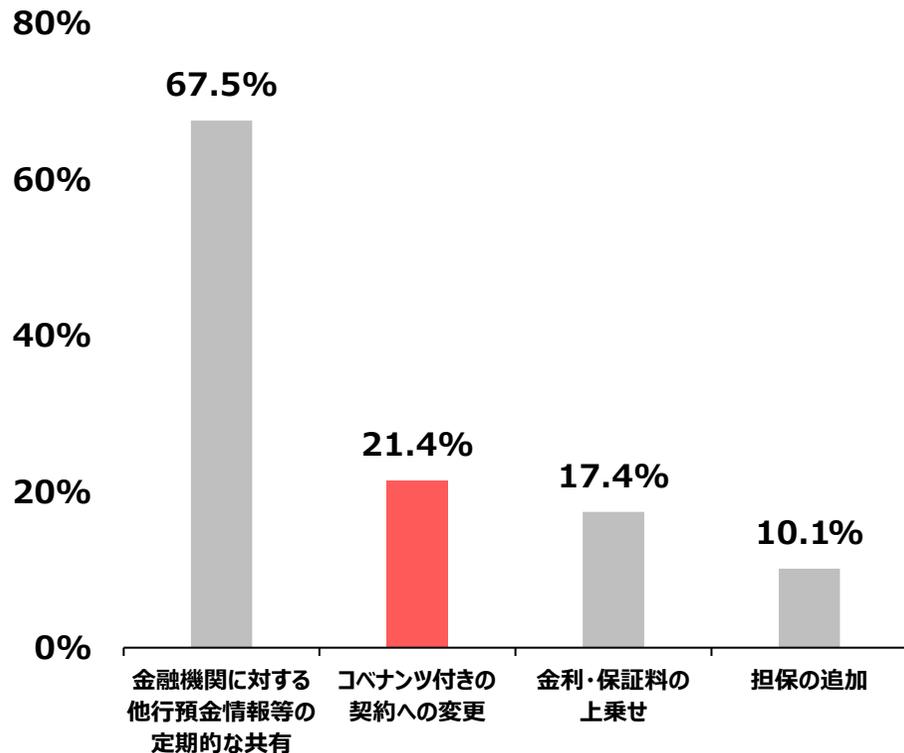
### 経営者保証免除特例制度の概要

<p style="text-align: center;"><b>対象者</b></p>	<p>1～4のいずれかの要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方</p> <p>1. 次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす方。ただし、物的担保の提供をいただく場合は(1)の要件のみ満たしていればご利用いただけます。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 法人と代表者の方の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫において確認ができること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 税務申告を2期以上実施していること。また、公庫からの普通貸付又は生活衛生貸付の借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 財務状況に問題がないこと。</p> <p>2. 取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める方または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高のある方</p> <p>3. 事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方</p> <p>4. 生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方</p> <p>※審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあり得る。</p>
<p style="text-align: center;"><b>利率(年)</b></p>	<p>保証免除した融資は、適用する融資制度の利率に0.2%上乗せ。</p> <p>(注) 上記3・4に該当する方、十分な物的担保を提供される場合は上乗せなし。</p>

## (参考) 経営者保証解除に向けたコベナンツ契約の活用

- 経営者保証提供者のうち、経営者保証解除のために**コベナンツ付き契約への変更を受け入れても良い**と考える者は**2割**。
- 金融機関からはコベナンツ付き契約はシステム含めた**体制構築**、**モニタリングコストが課題**との意見が存在。

### 経営者保証解除に向け受け入れても良い取組



### コベナンツ付き融資契約に関する金融機関の声

- コベナンツ付契約を一つのメニューとして用意はしているが、少なくとも直近3年以内に当該契約を用いて経保解除した実績はない。
- コベナンツ設定には、融資契約時に各社の実態に即した調整が必要であるが、全対象先にコベナンツ設定の対応をするだけの体制を整えることが困難。
- 経保解除の判断には、財務状況だけでなく法個分離の把握も必要であり、システム構築やモニタリングのコスト負担が大きい。

(注) 経営者保証を提供している者の回答を集計。n=1,284。

(出所) 経済産業省委託調査等により作成。調査期間は2022年1月～3月。対象は中小企業基本法上の中小企業であり、回答企業数は3,138社。

1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

2. スタートアップ創出・創業促進

**3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立**

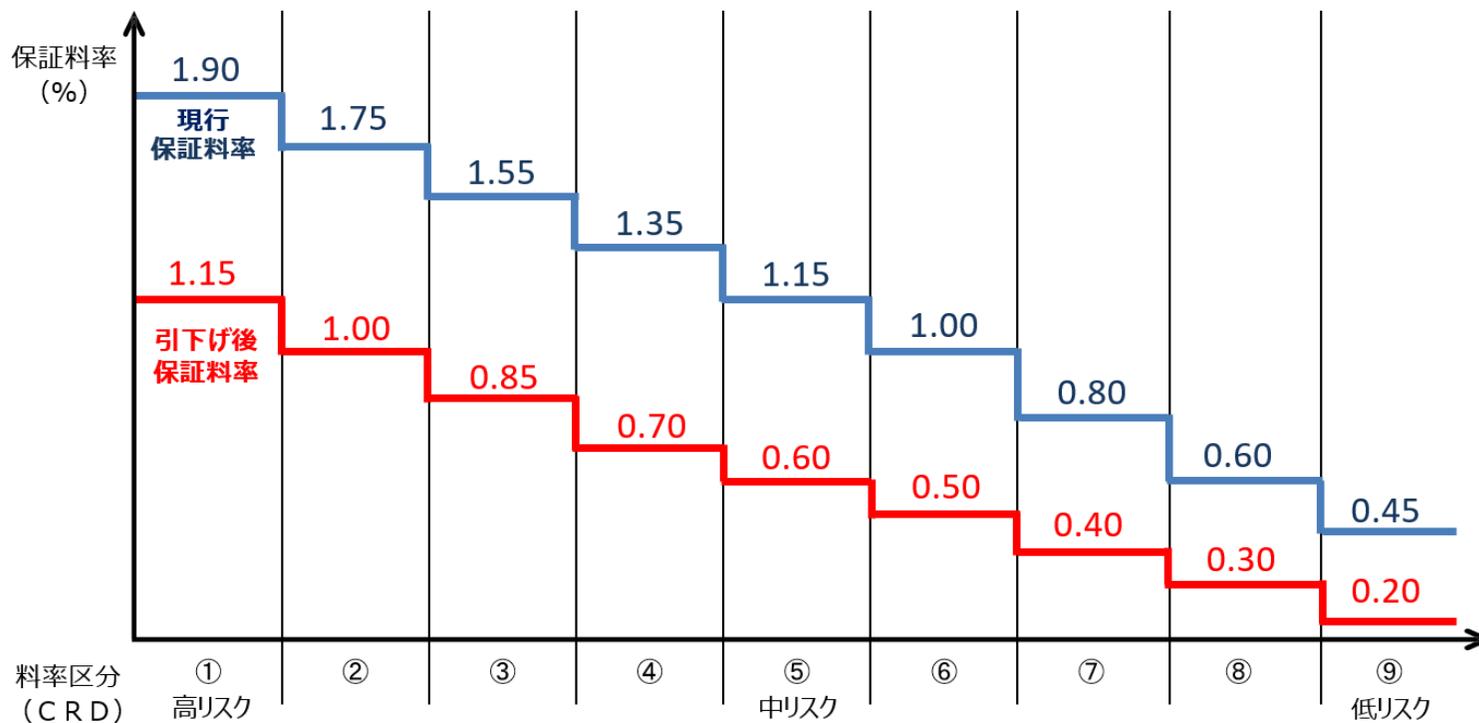
- －経営者保証ガイドラインの認知度向上
- －経営者保証解除の促進
- －**事業承継特別保証の活用促進**

4. ご議論頂きたい論点

## 事業承継特別保証では、最大で保証料率を0.2%に引下げ

- 2020年4月に創設された**事業承継特別保証制度**は、事業承継時に経営者保証を不要とするもの。経営者保証解除に伴う金融機関のリスクを分担できる制度とするため、原則として禁止している、既往の**プロパー融資の信用保証への借換**を**例外的**に認めている。
- 事業者が「経営者保証ガイドライン」の充足状況について各都道府県に置く専門家の確認を得た場合には、保証料率も大幅に引き下げることとしている（最大で**保証料率を0.2%に引下げ**）。

保証料率の大幅な引き下げ



## 事業承継特別保証の実績は要件の厳しさ等もあり、低調

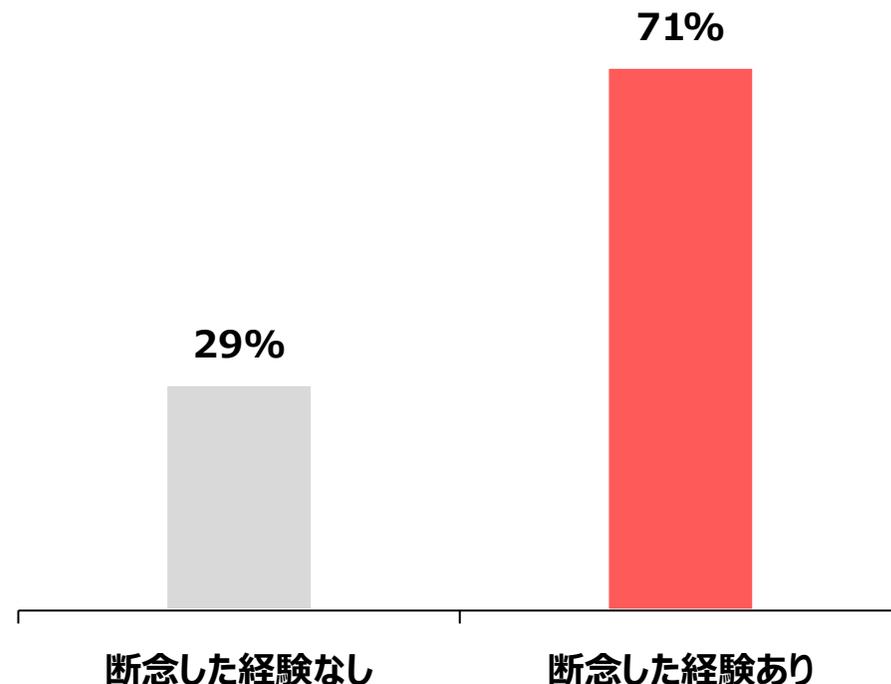
- これまでの利用実績は、2021年12月時点で559件、**保証利用件数全体の0.06%**。利用が低調となっているのは、コロナ関連の制度が有利であった点に加え、要件の厳しさも要因の一つと指摘されている（4要件（①資産超過、②EBITDA有利子負債倍率10倍以内、③法人・個人の資産分離、④返済緩和していない(\*)）を満たせば、事業承継時に経営者保証を不要とする制度。最大で保証料を0.2%に引下げ。（\*）危機関連保証の指定期間中に初めて返済緩和した場合を除く。）。
- 特に「**EBITDA有利子負債倍率10倍以内**」については、当該要件を満たさず当該制度の利用を断念したという声があるとともに、要件を満たさず利用を断念したことがある経営者保証コーディネーターも**7割**にのぼる。

金融機関における現場担当者へのヒアリング（※）

「EBITDA有利子負債倍率10倍以内」が満たせず  
制度利用を断念したことがある専門家の割合

### 事業承継特別保証制度に対する主な意見

- ▶ 新型コロナの拡大により現場が混乱し、利用が伸びなかった。
- ▶ M&Aにおいては、規模が大きい先が増え、プロパー対応がメインとなる。
- ▶ 保証料を考えると、伴走支援特別保証制度を利用することの方が事業者にメリットが大きい。
- ▶ 制度利用に係る要件が厳しく、一度は利用を検討するも対象とならなかった。
- ▶ 要件を緩和しないことには、提案する対象者が極めて限定されているのが現状。  
特に、資産超過要件や**EBITDA有利子負債倍率要件**。



（注）n=51。

（出所）経営者保証コーディネーターに対するアンケート調査（令和3年8月）

（※）令和4年2月に地方銀行3行の事業承継を扱う部署あてヒアリングを実施したものの

# EBITDA有利子負債倍率が10倍を超える事業者が多数存在

- EBITDA有利子負債倍率の業種別中央値は3.5倍～12.1倍。
- 企業の経営状況を把握するためのローカルベンチマークにおいては、財務6指標（売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率）の評点平均が3以上でB評価（4段階中2番目）となるが、**EBITDA有利子負債倍率の評点が3以上となる基準をみると、10倍を超える業種が多数存在。**

## ローカルベンチマークにおけるEBITDA有利子負債倍率の基準値

業種	事業規模	中央値	評点3の基準	業種	事業規模	中央値	評点3の基準
建設業	中規模事業者	5.1倍	9.0倍	不動産業	中規模事業者	7.1倍	10.2倍
建設業	小規模事業者	6.2倍	11.6倍	不動産業	小規模事業者	10.6倍	15.4倍
食料品・飼料・飲料製造業	中規模事業者	10.7倍	19.9倍	運輸業	中規模事業者	7.6倍	12.8倍
食料品・飼料・飲料製造業	小規模事業者	11.4倍	20.7倍	運輸業	小規模事業者	6.0倍	10.4倍
化学工業・関連製品製造業	中規模事業者	6.9倍	14.4倍	エネルギー	中規模事業者	3.8倍	5.7倍
化学工業・関連製品製造業	小規模事業者	8.8倍	12.8倍	エネルギー	小規模事業者	9.0倍	17.7倍
鉄鋼業、非鉄金属製造業	中規模事業者	11.0倍	17.7倍	物品賃貸業	中規模事業者	4.1倍	8.2倍
鉄鋼業、非鉄金属製造業	小規模事業者	12.1倍	18.0倍	物品賃貸業	小規模事業者	4.3倍	5.3倍
金属製品製造業	中規模事業者	8.1倍	15.3倍	娯楽業	中規模事業者	4.4倍	8.0倍
金属製品製造業	小規模事業者	7.3倍	13.5倍	娯楽業	小規模事業者	5.9倍	11.3倍
一般・電気機械器具製造業	中規模事業者	7.5倍	13.8倍	広告・調査・情報サービス業	中規模事業者	5.0倍	9.1倍
一般・電気機械器具製造業	小規模事業者	7.7倍	13.9倍	広告・調査・情報サービス業	小規模事業者	4.5倍	8.6倍
その他の製造業	中規模事業者	8.9倍	16.2倍	事業サービス業	中規模事業者	5.1倍	9.4倍
その他の製造業	小規模事業者	8.8倍	15.8倍	事業サービス業	小規模事業者	6.2倍	10.2倍
化学製品卸売業	中規模事業者	7.2倍	11.7倍	専門サービス業	中規模事業者	4.4倍	9.1倍
化学製品卸売業	小規模事業者	9.7倍	17.1倍	専門サービス業	小規模事業者	6.3倍	10.6倍
繊維関連製品卸売業	中規模事業者	10.5倍	18.2倍	その他のサービス業	中規模事業者	5.2倍	9.5倍
繊維関連製品卸売業	小規模事業者	9.3倍	16.9倍	その他のサービス業	小規模事業者	5.7倍	10.8倍
食料品卸売業	中規模事業者	10.1倍	16.5倍	医療業	中規模事業者	7.9倍	11.4倍
食料品卸売業	小規模事業者	9.2倍	14.9倍	医療業	小規模事業者	3.5倍	17.9倍
その他の卸売業	中規模事業者	8.0倍	13.8倍	保険衛生、廃棄物処理業	中規模事業者	5.7倍	10.0倍
その他の卸売業	小規模事業者	8.7倍	15.1倍	保険衛生、廃棄物処理業	小規模事業者	4.3倍	6.4倍
小売業	中規模事業者	7.9倍	12.9倍	観光業	中規模事業者	6.4倍	9.4倍
小売業	小規模事業者	9.1倍	16.9倍	観光業	小規模事業者	4.6倍	12.1倍
飲食業	中規模事業者	4.4倍	6.9倍	その他業種	中規模事業者	6.6倍	11.5倍
飲食業	小規模事業者	6.8倍	9.5倍	その他業種	小規模事業者	6.8倍	12.3倍

(注) ローカルベンチマーク・シートより抜粋。ロカベン各財務指標の評点は1～5の5段階で、評点3は、各業種内の分布において、おおむね $\mu \pm 1/2\sigma$ の範囲内となるような基準に設定されており、評点3を切るのは下位30%程度存在。なお、財務6指標の合計が、24点以上でA、18～23でB、12～17でC、それ未満でDとなる。

表では、「評点3の基準」が10倍超15倍以下の基準について、色を塗った。

## 事業承継特別保証制度における要件の緩和案

- 高齢の経営者の比率が高まる中、**事業承継の課題の一つである経営者保証の解除を促進**するため、事業承継特別保証の対象層の間口を拡大し、より利用しやすい制度と改正することが必要ではないか。
- 例えば、EBITDA有利子負債倍率について、ローカルベンチマークにおける評点3の基準となる水準をおおむねカバーできる企業を対象と含めるため、**15倍以内に緩和**するのはどうか。

### 事業承継特別保証の対象（案）

次の（１）及び（２）に該当する中小企業者

（１）	3年以内に事業承継（＝代表者交代等）を予定する「事業承継計画」（※１）を有する法人 又は 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの
（２）	①資産超過であること
	②返済緩和中ではないこと（※２）
	③ <b>EBITDA有利子負債倍率（※３）10倍以内</b> ⇒ ⇒ ⇒ <b>EBITDA有利子負債倍率15倍以内</b>
	④法人と経営者の分離がなされていること

（※１）信用保証協会所定の書式による計画書が必要

（※２）危機関連保証の指定期間中に初めて返済緩和した場合を除く（コロナ禍の長期化を踏まえ、SN保証4号（コロナ）の指定期間中に返済緩和した場合も除くよう検討中）

（※３）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金＋社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却）

1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

2. スタートアップ創出・創業促進

3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

- －経営者保証ガイドラインの認知度向上
- －経営者保証解除の促進
- －事業承継特別保証の活用促進

4. **ご議論頂きたい論点**

## 1. コロナ禍における財務状況からみる支援策の効果について

- ① 業種間・業種内における分布データや融資返済状況も踏まえ、コロナ禍における支援策の効果についてどう評価できるか。また、さらなる効果検証に向けての課題は何か。
- ② 上記も踏まえ、今後必要とされる中小企業支援策の方向性は何か。

## 2. スタートアップ創出・創業促進

- ① スタートアップをはじめとする創業を強力に後押ししていくためにも、日本公庫に加え、信用保証においても、創業時の個人保証なしの融資を推進していくことが必要ではないか。また、この動きを創業時の融資全体に広げていくべきではないか。

### 3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立 －経営者保証ガイドラインの認知度向上

- ① 経営者保証ガイドラインの認知度向上に向け、経営者保証ガイドラインの概要ではなく、「経営者保証を外すことができるかもしれない」というメッセージを強調した広報を展開すべきではないか。また、金融機関・中小企業団体による経営者保証ガイドラインの説明も促すことが必要ではないか。

#### －経営者保証解除の促進

- ① 経営者保証提供者の財務状況を見ると、経営者保証の解除が可能な中小企業も一定程度存在する可能性があることから、中小企業による金融機関への相談、金融機関から中小企業への提案の双方を促すことが必要ではないか。例えば、日本公庫については、説明の仕方の工夫などを行った上で、「経営者保証免除特例制度」の活用を促すため、融資の相談があった場合には、必ず同特例制度の基準を満たすかどうか事業者に伝える現行の運用を継続すべきではないか。また、信用保証制度における経営者保証を不要とする取り扱いの基準について、中小企業・金融機関の双方に対して、説明の仕方を工夫した上で、改めて周知すべきではないか。

### 3. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立 －経営者保証解除の促進（続）

- ② 経営者保証解除の前提として、まずは、中小企業に対して、支援制度も活用し、経営者保証ガイドラインの3要件の充足に向けた取組を促すべきではないか。 その際、どういう状態に到達すれば良いのか目標が明確でない場合、具体的なアクションまで落とし込めないことから、中小企業に取組を促すためにも、3要件をより具体的に示すべきではないか。 例えば、日本公庫については、保証協会に倣って、経営者保証を徴求しない具体的基準を率先して示すべきではないか。
- ③ 経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や磨き上げ支援等を行う経営者保証コーディネーターの支援対象について、事業承継時以外も含めた支援を行うことができるようにすべきではないか。 中小企業も、コーディネーターを活用し、ガイドラインの充足に向け、積極的に取り組むべきではないか。

### －事業承継特別保証の活用促進

- ① 事業承継を契機とした経営者保証解除の促進のため、事業承継特別保証制度の利用要件を緩和してはどうか。 具体的には、EBITDA有利子負債倍率を10倍から15倍に緩和する案はどうか。